

# 新郷分署ほか解体工事 設計図

川口市建設部建築課  
有限会社サトウ設計

	次長兼課長	課長補佐	主査		技師	担当者	決	川口市
決							裁	-8.2.20 建築課

意匠図			構造図			設備図		
図面番号	図面名称	縮尺(A2)	図面番号	図面名称	縮尺(A2)	図面番号	図面名称	縮尺(A2)
A-00	図面リスト	Non scale	S-01	新郷分署 各階伏図(1)【参考図】	1/100	E-01 M-01	電気設備 機械設備 一覧	Non scale
A-01	特記仕様書(解体その1)	Non scale	S-02	新郷分署 各階伏図(2)【参考図】	1/100			
A-02	特記仕様書(解体その2)	Non scale	S-03	新郷分署 軸組図【参考図】	1/200			
A-03	案内図・配置図	1/200, 1/2500	S-04	新郷分署 部材リスト(1)【参考図】	1/30			
A-04	新郷分署 仕上表	Non scale	S-05	新郷分署 部材リスト(2)【参考図】	1/30			
A-05	待機宿舎 仕上表	Non scale	S-06	新郷分署 部材リスト(3)【参考図】	1/30			
A-06	新郷分署 平面図(1)	1/100	S-07	待機宿舎 各階伏図(1)【参考図】	1/100			
A-07	新郷分署 平面図(2)	1/100	S-08	待機宿舎 各階伏図(2)【参考図】	1/100			
A-08	新郷分署 立面図	1/100	S-09	待機宿舎 断面図・部材リスト(1)【参考図】	1/30, 1/100			
A-09	新郷分署 断面図	1/100	S-10	待機宿舎 部材リスト(2)【参考図】	1/50			
A-10	新郷分署 建具キープラン・建具表(1)	1/50, 1/150						
A-11	新郷分署 建具表(2)	1/50						
A-12	待機宿舎 平面図(1)	1/100						
A-13	待機宿舎 平面図(2)	1/100						
A-14	待機宿舎 立面図	1/100						
A-15	待機宿舎 断面図	1/100						
A-16	待機宿舎 建具キープラン・建具表	1/50, 1/100						
A-17	オイル庫・自転車置場 平面図・立面図・断面図	1/50						
A-18	外構撤去図	1/200						
A-19	附属物(1)【参考図】	Non scale						
A-20	附属物(2)【参考図】	Non scale						
A-21	附属物(3)【参考図】	Non scale						
A-22	附属物(4)【参考図】	Non scale						
A-23	附属物(5)【参考図】	1/30						
A-24	仮設計画図【参考図】	1/200						

新郷分署ほか解体工事

特記仕様書

I 工事概要

Table with 2 columns: Item (e.g., 1. 工事場所, 2. 敷地面積), Value (e.g., 埼玉県川口市東本郷1283-3, 1036.83㎡).

II 解体工事仕様

- (1) 質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書...
(2) 本特記仕様書の表記
1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項は、◎印のついたものを適用する。

章 項目 特記事項

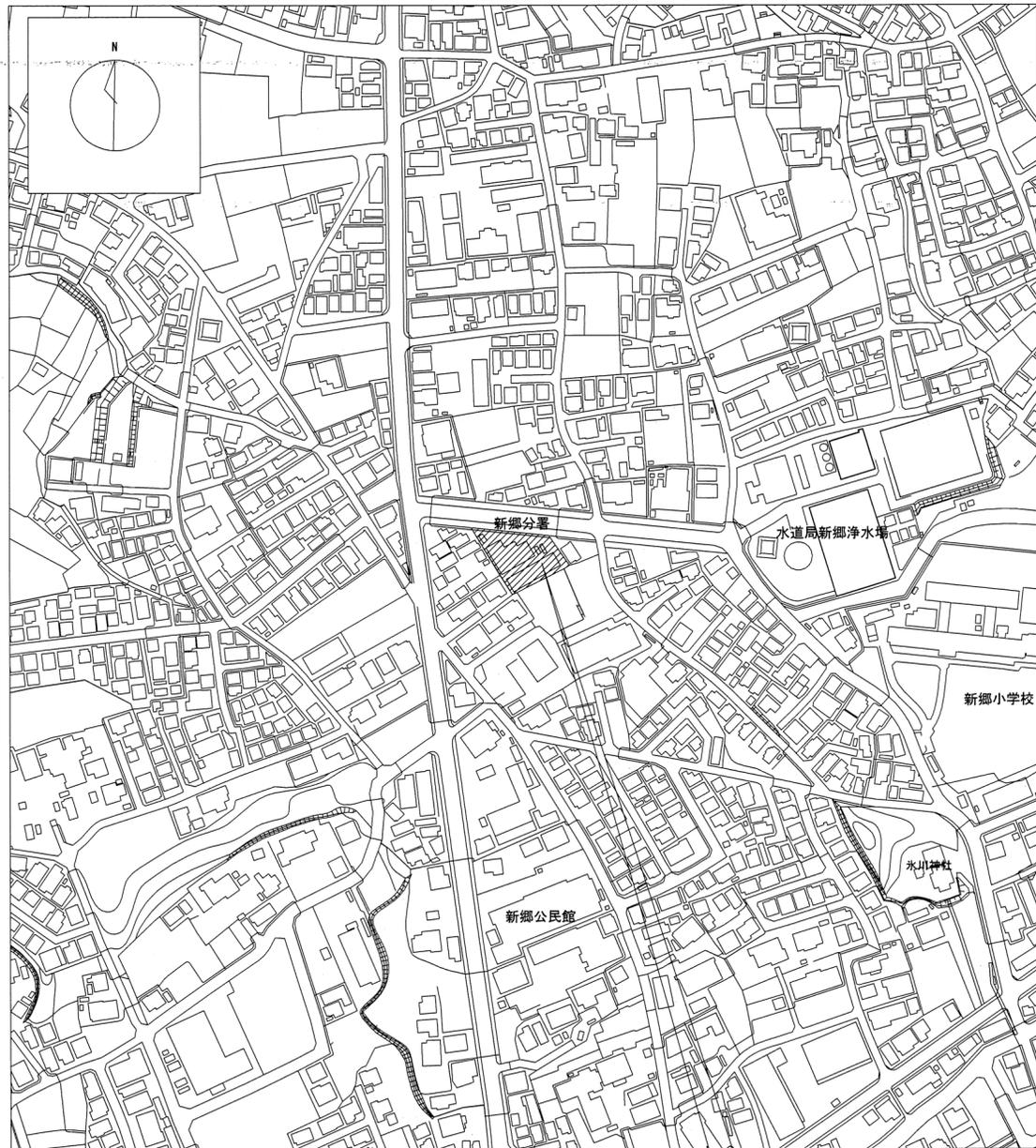
Main specification table with 2 columns: Item (e.g., ① 一般共通事項, ② 官公署その他への届出手続き等), Description (e.g., 建設工事公衆災害防止対策要綱, 建設工事に関する法律).

Table with 2 columns: Item (e.g., ⑨ 環境保全等, 10 引き渡しを要するもの), Description (e.g., 建設機械, 引き渡しを要するもの).

Table with 2 columns: Item (e.g., ① 図面及び特記仕様に記載なき事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修), Description (e.g., 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」).

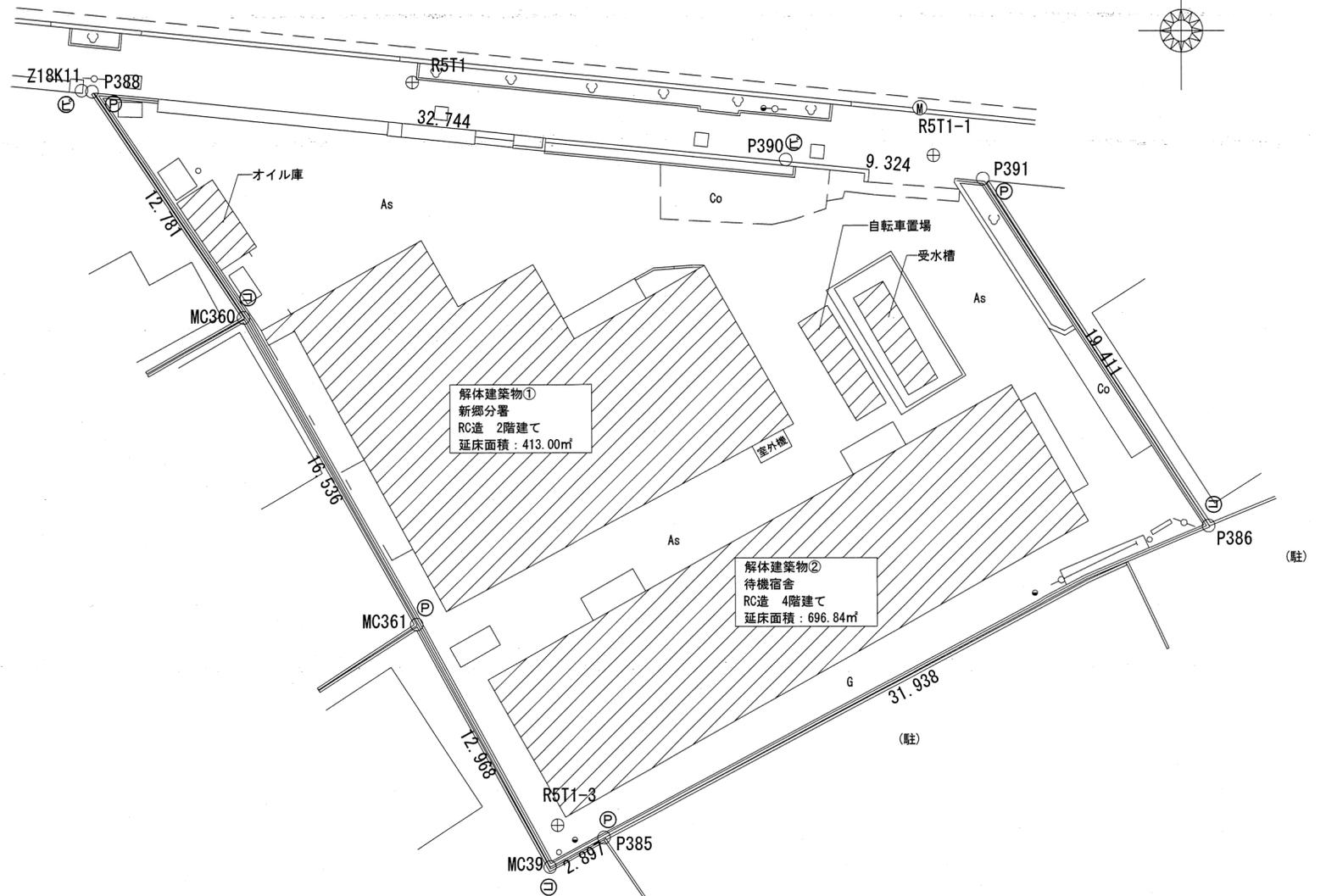
Table with 2 columns: Item (e.g., ⑤ 監督員事務所等, ③ 解体施工), Description (e.g., 設置する。 ※設置しない, 汚水、汚物等の回収、洗浄等の措置).

<p>② 再資源化等 (再資源化及び削減)</p> <p>建設廃棄物の種類 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート</li> <li>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</li> <li>・木材</li> <li>・アスファルトコンクリート</li> <li>・金属類</li> <li>・建設泥土</li> <li>・小形二次電池</li> <li>・蛍光灯及びHIDランプ</li> <li>・暖房用配管及び継手</li> <li>・ガラス</li> <li>・木材 (削減)</li> </ul> <p>中間処理施設又は再資源化施設の別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監督員と協議</li> </ul> <p>③ 再資源化、現場で利用する建設廃棄物</p> <table border="1"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>④ 産業廃棄物広域認定制度の活用</p> <table border="1"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>⑤ 最終処分</p> <table border="1"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・コンクリートがら</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・混合廃棄物</td> <td> </td> </tr> </table> <p>最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監督員と協議</li> </ul> <p>⑥ 処理に注意を要する建設廃棄物</p> <table border="1"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・石綿含有せっこうボード</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ひ素・カドミウム含有せっこうボード</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・上記以外せっこうボード</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・CCA処理木材</td> <td> </td> </tr> </table> <p>⑦ 舗装版切断時に発生する濁水の処理</p> <p>(濁水の処理) 中間処理施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得るものとする。 種類 汚泥</p> <p>(共通事項) 1 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理施設の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業者の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。)により管理するものとする。 (提出書類等) 1 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。 (その他) 受注者は、バキューム式以外工法 (舗装版切断時に濁水を生じない等) を使用する場合には、事前に受注者と協議するものとする。</p>	廃棄物の種類	数量	備考				廃棄物の種類	備考			廃棄物の種類	備考	・コンクリートがら		・混合廃棄物		廃棄物の種類	備考	・石綿含有せっこうボード		・ひ素・カドミウム含有せっこうボード		・上記以外せっこうボード		・CCA処理木材		<p>⑥ 石綿含有建材の除去及び処理</p> <p>① 石綿含有建材の事前調査</p> <p>石綿含有建材の事前調査</p> <p>② 石綿含有分析調査</p> <p>分析による石綿含有建材の調査</p> <p>分析対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モザイク、クリスタル、クロソライト、アクチノライト、アンフィライト、トモライト</li> </ul> <p>分析方法</p> <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>定性分析方法</th> <th>定量分析方法</th> </tr> <tr> <td> </td> <td>JIS A 1481-1 JIS A 1481-2</td> <td>JIS A 1481-3 JIS A 1481-4</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※ 箇所</td> <td>※ 箇所</td> </tr> </table> <p>サンプル数 1箇所あたり3サンプル 吹付け材及び保温材等は ※ 10cm<sup>3</sup>/箇所 /箇所 とする。 成形板は ※ 100cm<sup>2</sup>/箇所 /箇所 とする。 採取箇所 箇所 分析結果については監督員に提出すること。</p> <p>③ 石綿粉じん濃度測定</p> <p>測定時期、場所及び測定点</p> <table border="1"> <tr> <th>適用</th> <th>測定</th> <th>測定</th> <th>測定</th> </tr> <tr> <th>目的</th> <th>名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> </tr> <tr> <td>※ ※</td> <td>測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> </tr> <tr> <td>※ ※</td> <td>測定2</td> <td>処理作業中</td> <td>施工区間周辺又は敷地境界</td> </tr> <tr> <td>※ ※</td> <td>測定3</td> <td>処理作業中</td> <td>施工区間周辺又は敷地境界</td> </tr> <tr> <td>※ ※</td> <td>測定4</td> <td>処理作業中</td> <td>特設排気口</td> </tr> <tr> <td>※ ※</td> <td>測定5</td> <td>処理作業中</td> <td>集じん・排気装置の排出口 (処理作業室内の場合)</td> </tr> <tr> <td>※ ※</td> <td>測定6</td> <td>処理作業中</td> <td>施工区間周辺又は敷地境界</td> </tr> <tr> <td>※ ※</td> <td>測定7</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> </tr> <tr> <td>※ ※</td> <td>測定8</td> <td>処理作業後</td> <td>施工区間周辺又は敷地境界</td> </tr> <tr> <td>※ ※</td> <td>測定9</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> </tr> <tr> <td>※ ※</td> <td>測定10</td> <td>処理作業後</td> <td>施工区間周辺又は敷地境界</td> </tr> </table> <p>測定方法 測定のみ ※パナソニック製、粉じん相対湿度計 (ジツ粉じん計)、繊維状粒子自動計測器 (7744/4744/4744-モーター) 等、排気物の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定</p> <p>測定5以外は下表による</p> <table border="1"> <tr> <th>測定3</th> <th>測定1, 4, 7, 9</th> <th>測定2, 6, 8, 10</th> </tr> <tr> <td>ノゾル径 (mm)</td> <td>25</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量 (L/min)</td> <td>※1</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間 (min)</td> <td>※5</td> <td>※240</td> </tr> </table> <p>④ 石綿含有吹付け材等の除去 (レベル1)</p> <p>除去対象範囲 箇所 除去の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※[9.1.3]による</li> <li>※密封処理 ※湿潤化 ※セメント固化</li> <li>除去した石綿含有吹付け材等の処分</li> <li>・埋立処分 (管理型最終処分場)</li> <li>・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)</li> </ul> <p>⑤ 石綿含有保温材等の除去 (レベル2)</p> <p>除去の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※[9.1.4] (2) ~ (5) による (原形のまま、手ばらしが可能な場合)</li> <li>除去対象範囲 箇所</li> <li>・[9.1.3]による (損傷、劣化等で石綿粉塵を発生させるおそれがある場合)</li> <li>除去対象範囲 箇所</li> <li>除去した石綿含有保温材等の飛散防止</li> <li>※密封処理 ※湿潤化 ※セメント固化</li> <li>除去した石綿含有保温材等の処分</li> <li>・埋立処分 (管理型最終処分場)</li> <li>・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)</li> </ul> <p>⑥ 石綿含有成形板の除去 (レベル3)</p> <p>除去対象範囲 箇所 除去した石綿含有成形板の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有せっこうボード</li> <li>※埋立処分 (管理型最終処分場)</li> <li>・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板</li> <li>・埋立処分 (安定型最終処分場)</li> <li>・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)</li> </ul> <p>⑦ 石綿含有建築用仕上材等の除去 (レベル3)</p> <p>除去対象範囲 箇所 着工前の試験施工 行う 行わない 除去工法 ( ) 除去した石綿含有建築用仕上材等の飛散防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※密封処理 ※湿潤化 ※セメント固化</li> <li>除去した石綿含有建築用仕上材等の処分</li> <li>・埋立処分 (管理型最終処分場)</li> <li>・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)</li> </ul>	材料名	定性分析方法	定量分析方法		JIS A 1481-1 JIS A 1481-2	JIS A 1481-3 JIS A 1481-4		※ 箇所	※ 箇所		※ 箇所	※ 箇所		※ 箇所	※ 箇所		※ 箇所	※ 箇所	適用	測定	測定	測定	目的	名称	測定時期	測定場所	※ ※	測定1	処理作業前	処理作業室内	※ ※	測定2	処理作業中	施工区間周辺又は敷地境界	※ ※	測定3	処理作業中	施工区間周辺又は敷地境界	※ ※	測定4	処理作業中	特設排気口	※ ※	測定5	処理作業中	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室内の場合)	※ ※	測定6	処理作業中	施工区間周辺又は敷地境界	※ ※	測定7	処理作業後	処理作業室内	※ ※	測定8	処理作業後	施工区間周辺又は敷地境界	※ ※	測定9	処理作業後	処理作業室内	※ ※	測定10	処理作業後	施工区間周辺又は敷地境界	測定3	測定1, 4, 7, 9	測定2, 6, 8, 10	ノゾル径 (mm)	25	47	試料の吸引流量 (L/min)	※1	※5	試料の吸引時間 (min)	※5	※240	<p>⑧ リフラクトリーセラミックファイバーの処理</p> <p>除去処理対象物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除去対象範囲 箇所</li> <li>・除去方法 箇所</li> <li>・処分 埋立処分 (安定型最終処分場)</li> </ul> <p>⑨ その他</p> <p>※必要な近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議すること。</p> <p>⑦ 特殊な建設副産物の処理</p> <p>① 施工調査</p> <table border="1"> <tr> <th>分析調査を行う特殊な建設副産物の種類</th> <th>採取する部位・箇所数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td>部位 箇所</td> <td> </td> </tr> </table> <p>② 回収及び処分</p> <table border="1"> <tr> <th>回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>① フロン (冷媒)</td> <td>設備図による</td> </tr> <tr> <td>・建材用断熱材フロン</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ハロン</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・イオン化式感知器</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・六ふたふた硫黄 (SF6) ガス</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・特定化学物質 ( )</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・その他の特殊な建設副産物 ( )</td> <td> </td> </tr> </table> <p>回収又は処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所</li> </ul> <p>⑧ 周辺建築物等調査</p> <p>(調査)</p> <p>1 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。</p> <p>(一般的事項調査)</p> <p>1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存在する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 建物の敷地ごとに建物等 (主たる工作物) の敷地内の位置関係</li> <li>二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面</li> <li>三 建物等の所在地及び地番並びに所有者の氏名及び住所</li> </ol> <p>現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。</p> <p>四 その他調査書の作成に必要な事項</p> <p>(事前調査)</p> <p>1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建築物の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 基礎</li> <li>二 軸部</li> <li>三 開口部</li> <li>四 天井</li> <li>五 外壁</li> <li>六 内壁</li> <li>七 外壁</li> <li>八 屋根</li> <li>九 水回り</li> <li>十 外構</li> </ol> <p>2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建築物の四方角を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。</li> <li>二 コンクリート基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況 (最大幅、長さ) を計測する。</li> <li>三 基礎のモルタル塗りに剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況 (大きさ) を計測する。</li> </ol> <p>3 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>4 軸部 (柱及び梁) に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 原則として、当該建築物の軸部 (柱) に最も接近する壁面の両側の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。</li> <li>二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床 (数階) から1メートルの高さの点とする。</li> <li>三 数階の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。</li> </ol> <p>5 計測の単位は、ミリメートルとする。</p> <p>6 開口部 (建具等) に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 原則として、当該建築物で建付不良となっていない数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で3箇所程度を計測する。</li> <li>二 建具の閉りが落ちない等、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。</li> <li>三 計測の単位は、ミリメートルとする。</li> </ol> <p>7 床に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 えん甲板張り等の居室 (数階の居室を除く。) について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。</li> <li>二 床仕上げ材に亀裂及び継ぎ目又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況 (最大幅、長さ又は大きさ) を計測する。</li> <li>三 床は大きく、根太等床材に傾斜が生じているときは、その程度を調査する。</li> <li>四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。</li> </ol> <p>8 天井に亀裂、継ぎ目、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。</p> <p>9 内壁に切り切り (柱及び内材と壁との分離) が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体6箇所程度を計測する。</li> <li>二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。</li> <li>三 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</li> <li>一 原則として、すべて亀裂の計測をする。</li> <li>二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。</li> <li>三 亀裂が一室面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。</li> </ol> <p>10 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 四方角の互角に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。</li> <li>二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。</li> <li>三 屋根 (庇、雨樋を含む。) に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建築物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。</li> <li>一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。</li> <li>二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。</li> </ol> <p>11 水回り (浴槽、台所、洗面所等) に亀裂、破損、漏水が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁、壁面のタイル張り亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。</li> <li>二 給水、排水などの配管に腐り、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。</li> </ol> <p>12 外構 (テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、塙壁等の屋外工作物) に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じて、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。</p>	分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考		部位 箇所		回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備考	① フロン (冷媒)	設備図による	・建材用断熱材フロン		・ハロン		・イオン化式感知器		・六ふたふた硫黄 (SF6) ガス		・PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)		・特定化学物質 ( )		・その他の特殊な建設副産物 ( )		<p>⑨ 解体工事全般</p> <p>① 解体工事全般</p> <p>基礎解体にあたっては、次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。 ○大型レリッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。 ○工事中に破壊した位置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること。 ※復旧に当たり、測量図等が必要となる場合、監督員に申し出ること。</p>	<p>(写真撮影)</p> <p>1 事前調査に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができないものとする。 撮影対象箇所を指示書により指示し、次の事項を明示した黒紙等と同時に撮影する。 (1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名 (2) 損傷名及び損傷の程度 (計測) (3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p> <p>(事後調査)</p> <p>1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状態及び程度の調査を行うものとする。 2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。</p> <p>調査書の作成</p> <p>受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>(事前調査書及び図面)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 調査区域位置図</li> <li>二 調査区域平面図</li> <li>三 建物等調査一覧表</li> <li>四 建物等調査書 (平面図・立面図等)</li> <li>五 損傷調査書</li> <li>六 写真集</li> </ol> <p>(事前調査書及び図面の作成)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 調査区域位置図は、工事の区画単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。</li> <li>二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の区画単位又は調査単位ごとに次により作成する。 (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠 (外壁) を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。 (2) 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。</li> <li>三 建物等調査一覧表は、工事の区画単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号 (同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合) の順に建物等の所在地及び番地、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。</li> <li>四 建物等調査書 (平面図・立面図等) は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物ごとに次により作成するものとする。 (1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。 (2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面 (東西南北) 作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。 (3) その他調査書 (基礎伏図、屋根伏図及び断面図) は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難なもので、又は詳細 (スケッチ) 図を作成することが適当であると認められたものについては、スケッチによる調査図に準じて作成する。 (4) 工作物の調査書は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。</li> <li>五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称 (室名)、損傷の状況等を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名 (亀裂、沈下、傾斜等) 及び程度 (幅、長さ及び箇所数) を記載する。</li> <li>六 写真は、撮影したものをカラーサービス判で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。</li> </ol> <p>(事後調査書の作成)</p> <p>1 受注者は、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>対象エリア及び建物リスト等 ※図示による ( )</p> <p>※共同住宅の内観調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。</p>												
廃棄物の種類	数量	備考																																																																																																																																														
廃棄物の種類	備考																																																																																																																																															
廃棄物の種類	備考																																																																																																																																															
・コンクリートがら																																																																																																																																																
・混合廃棄物																																																																																																																																																
廃棄物の種類	備考																																																																																																																																															
・石綿含有せっこうボード																																																																																																																																																
・ひ素・カドミウム含有せっこうボード																																																																																																																																																
・上記以外せっこうボード																																																																																																																																																
・CCA処理木材																																																																																																																																																
材料名	定性分析方法	定量分析方法																																																																																																																																														
	JIS A 1481-1 JIS A 1481-2	JIS A 1481-3 JIS A 1481-4																																																																																																																																														
	※ 箇所	※ 箇所																																																																																																																																														
	※ 箇所	※ 箇所																																																																																																																																														
	※ 箇所	※ 箇所																																																																																																																																														
	※ 箇所	※ 箇所																																																																																																																																														
適用	測定	測定	測定																																																																																																																																													
目的	名称	測定時期	測定場所																																																																																																																																													
※ ※	測定1	処理作業前	処理作業室内																																																																																																																																													
※ ※	測定2	処理作業中	施工区間周辺又は敷地境界																																																																																																																																													
※ ※	測定3	処理作業中	施工区間周辺又は敷地境界																																																																																																																																													
※ ※	測定4	処理作業中	特設排気口																																																																																																																																													
※ ※	測定5	処理作業中	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室内の場合)																																																																																																																																													
※ ※	測定6	処理作業中	施工区間周辺又は敷地境界																																																																																																																																													
※ ※	測定7	処理作業後	処理作業室内																																																																																																																																													
※ ※	測定8	処理作業後	施工区間周辺又は敷地境界																																																																																																																																													
※ ※	測定9	処理作業後	処理作業室内																																																																																																																																													
※ ※	測定10	処理作業後	施工区間周辺又は敷地境界																																																																																																																																													
測定3	測定1, 4, 7, 9	測定2, 6, 8, 10																																																																																																																																														
ノゾル径 (mm)	25	47																																																																																																																																														
試料の吸引流量 (L/min)	※1	※5																																																																																																																																														
試料の吸引時間 (min)	※5	※240																																																																																																																																														
分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考																																																																																																																																														
	部位 箇所																																																																																																																																															
	部位 箇所																																																																																																																																															
	部位 箇所																																																																																																																																															
	部位 箇所																																																																																																																																															
	部位 箇所																																																																																																																																															
回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備考																																																																																																																																															
① フロン (冷媒)	設備図による																																																																																																																																															
・建材用断熱材フロン																																																																																																																																																
・ハロン																																																																																																																																																
・イオン化式感知器																																																																																																																																																
・六ふたふた硫黄 (SF6) ガス																																																																																																																																																
・PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)																																																																																																																																																
・特定化学物質 ( )																																																																																																																																																
・その他の特殊な建設副産物 ( )																																																																																																																																																
<p>⑤ 特別管理産業廃棄物の処理</p> <p>1 施工調査</p> <p>※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。</li> <li>(2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。</li> <li>(3) 調査結果は調査書にとりまとめ、監督員に提出する。</li> </ol> <p>2 分析調査</p> <table border="1"> <tr> <th>分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>採取する部位・箇所数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・PGB含有シーリング</td> <td>部位 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>分析調査 (第一次判定)</td> <td>箇所数 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・PGB含有シーリング</td> <td>部位 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>分析調査 (第二次判定)</td> <td>箇所数 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>部位 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>箇所数 箇所</td> <td> </td> </tr> </table> <p>・PGB含有シーリング分析調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監督員と協議</li> </ul> <p>・PGBを含む機器の微量PGBの分析調査</p> <p>・絶縁油のPGB含有量の分析調査</p> <p>「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法 (平成4年7月3日厚生省告示第192号)」又は「絶縁油中の微量PGBに関する簡易測定法マニュアル (環境省)」により行う。</p> <p>・ダイオキシン類のサンプリング調査</p> <p>「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱 (平成13年4月25日付基発第401号)」により行う。</p>	分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考	・PGB含有シーリング	部位 箇所		分析調査 (第一次判定)	箇所数 箇所		・PGB含有シーリング	部位 箇所		分析調査 (第二次判定)	箇所数 箇所			部位 箇所			箇所数 箇所		<p>⑤ 特別管理産業廃棄物の処理</p> <p>3 特別管理産業廃棄物の処理</p> <table border="1"> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・炭石綿等</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・PCBを含む機器類</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング材</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・廃油</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・廃酸/廃アルカリ</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ダイオキシン類</td> <td> </td> </tr> </table> <p>処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監督員と協議</li> </ul> <p>4 PCBを含む機器類</p> <p>引渡しを要する機器類</p> <p>5 PCB含有シーリング材</p> <p>除去処理工事</p> <p>除去範囲 ※図示</p> <p>除去方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「標準施工要領書 (日本シーリング工業協会/日本シーリング材工業会)」による。</li> </ul> <p>6 ダイオキシン類</p> <p>廃棄物の焼却施設の解体</p> <p>解体方法</p> <p>処分方法</p>	特別管理産業廃棄物の種類	備考	・炭石綿等		・PCBを含む機器類		・PCB含有シーリング材		・廃油		・廃酸/廃アルカリ		・ダイオキシン類		<p>⑦ 周辺建築物等調査</p> <p>1 周辺建築物等調査</p> <p>(調査)</p> <p>1 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。</p> <p>(一般的事項調査)</p> <p>1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存在する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 建物の敷地ごとに建物等 (主たる工作物) の敷地内の位置関係</li> <li>二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面</li> <li>三 建物等の所在地及び地番並びに所有者の氏名及び住所</li> </ol> <p>現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。</p> <p>四 その他調査書の作成に必要な事項</p> <p>(事前調査)</p> <p>1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建築物の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 基礎</li> <li>二 軸部</li> <li>三 開口部</li> <li>四 天井</li> <li>五 外壁</li> <li>六 内壁</li> <li>七 外壁</li> <li>八 屋根</li> <li>九 水回り</li> <li>十 外構</li> </ol> <p>2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建築物の四方角を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。</li> <li>二 コンクリート基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況 (最大幅、長さ) を計測する。</li> <li>三 基礎のモルタル塗りに剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況 (大きさ) を計測する。</li> </ol> <p>3 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>4 軸部 (柱及び梁) に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 原則として、当該建築物の軸部 (柱) に最も接近する壁面の両側の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。</li> <li>二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床 (数階) から1メートルの高さの点とする。</li> <li>三 数階の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。</li> </ol> <p>5 計測の単位は、ミリメートルとする。</p> <p>6 開口部 (建具等) に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 原則として、当該建築物で建付不良となっていない数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で3箇所程度を計測する。</li> <li>二 建具の閉りが落ちない等、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。</li> <li>三 計測の単位は、ミリメートルとする。</li> </ol> <p>7 床に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 えん甲板張り等の居室 (数階の居室を除く。) について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。</li> <li>二 床仕上げ材に亀裂及び継ぎ目又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況 (最大幅、長さ又は大きさ) を計測する。</li> <li>三 床は大きく、根太等床材に傾斜が生じているときは、その程度を調査する。</li> <li>四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。</li> </ol> <p>8 天井に亀裂、継ぎ目、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。</p> <p>9 内壁に切り切り (柱及び内材と壁との分離) が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体6箇所程度を計測する。</li> <li>二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。</li> <li>三 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</li> <li>一 原則として、すべて亀裂の計測をする。</li> <li>二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。</li> <li>三 亀裂が一室面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。</li> </ol> <p>10 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 四方角の互角に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。</li> <li>二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。</li> <li>三 屋根 (庇、雨樋を含む。) に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建築物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。</li> <li>一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。</li> <li>二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。</li> </ol> <p>11 水回り (浴槽、台所、洗面所等) に亀裂、破損、漏水が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁、壁面のタイル張り亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。</li> <li>二 給水、排水などの配管に腐り、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。</li> </ol> <p>12 外構 (テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、塙壁等の屋外工作物) に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じて、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。</p>	<p>⑨ 解体工事全般</p> <p>① 解体工事全般</p> <p>基礎解体にあたっては、次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。 ○大型レリッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。 ○工事中に破壊した位置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること。 ※復旧に当たり、測量図等が必要となる場合、監督員に申し出ること。</p>	<p>⑨ その他</p> <p>① 解体工事全般</p> <p>基礎解体にあたっては、次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。 ○大型レリッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。 ○工事中に破壊した位置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること。 ※復旧に当たり、測量図等が必要となる場合、監督員に申し出ること。</p>	<p>(写真撮影)</p> <p>1 事前調査に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができないものとする。 撮影対象箇所を指示書により指示し、次の事項を明示した黒紙等と同時に撮影する。 (1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名 (2) 損傷名及び損傷の程度 (計測) (3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p> <p>(事後調査)</p> <p>1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状態及び程度の調査を行うものとする。 2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。</p> <p>調査書の作成</p> <p>受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>(事前調査書及び図面)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 調査区域位置図</li> <li>二 調査区域平面図</li> <li>三 建物等調査一覧表</li> <li>四 建物等調査書 (平面図・立面図等)</li> <li>五 損傷調査書</li> <li>六 写真集</li> </ol> <p>(事前調査書及び図面の作成)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 調査区域位置図は、工事の区画単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。</li> <li>二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の区画単位又は調査単位ごとに次により作成する。 (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠 (外壁) を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。 (2) 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。</li> <li>三 建物等調査一覧表は、工事の区画単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号 (同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合) の順に建物等の所在地及び番地、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。</li> <li>四 建物等調査書 (平面図・立面図等) は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物ごとに次により作成するものとする。 (1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。 (2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面 (東西南北) 作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。 (3) その他調査書 (基礎伏図、屋根伏図及び断面図) は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難なもので、又は詳細 (スケッチ) 図を作成することが適当であると認められたものについては、スケッチによる調査図に準じて作成する。 (4) 工作物の調査書は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。</li> <li>五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称 (室名)、損傷の状況等を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名 (亀裂、沈下、傾斜等) 及び程度 (幅、長さ及び箇所数) を記載する。</li> <li>六 写真は、撮影したものをカラーサービス判で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。</li> </ol> <p>(事後調査書の作成)</p> <p>1 受注者は、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>対象エリア及び建物リスト等 ※図示による ( )</p> <p>※共同住宅の内観調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。</p>																																																																																																								
分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考																																																																																																																																														
・PGB含有シーリング	部位 箇所																																																																																																																																															
分析調査 (第一次判定)	箇所数 箇所																																																																																																																																															
・PGB含有シーリング	部位 箇所																																																																																																																																															
分析調査 (第二次判定)	箇所数 箇所																																																																																																																																															
	部位 箇所																																																																																																																																															
	箇所数 箇所																																																																																																																																															
特別管理産業廃棄物の種類	備考																																																																																																																																															
・炭石綿等																																																																																																																																																
・PCBを含む機器類																																																																																																																																																
・PCB含有シーリング材																																																																																																																																																
・廃油																																																																																																																																																
・廃酸/廃アルカリ																																																																																																																																																
・ダイオキシン類																																																																																																																																																



計画地：埼玉県川口市大字東本郷1283-3(住居表示)

案内図 S=1/2500



配置図 S=1/200

凡例	
石	杭 (石)
コンクリート杭	(コン)
金属プレート	(金)
金属	(金)
プラスチック杭	(塑)
計算点	(計)

	川口市 決定日 - 8. 2. 20 課 建築課	TITLE 新郷分署ほか解体工事 P.DAYS	CONTENT 案内図・配置図 一級建築士事務所 (8) 1951号 一級建築士 161139号 有限会社 サトウ設計 佐藤 啓智	SCALE A2: 1/200, 1/2500 A3: 1/283, 1/3536 NO A-03 TOTAL
	PLAN	DRAW	SIGN	

外部仕上表

部位	仕上	部位	仕上
外壁	モルタル刷毛引 吹付タイル (基礎巾木共) 一部タイル張り 鉄骨ブレース補強部: ALC t=100の上、吹付タイル	縦樋	ビニールパイプφ100
屋上	モルタル防水 目地切仕上の上、ウレタン塗膜防水改修	建具	アルミ製建具
軒天	吹付タイル	その他	手摺: アルミ製H=1150 φ40 25φ@150 支柱80φ

内部仕上表

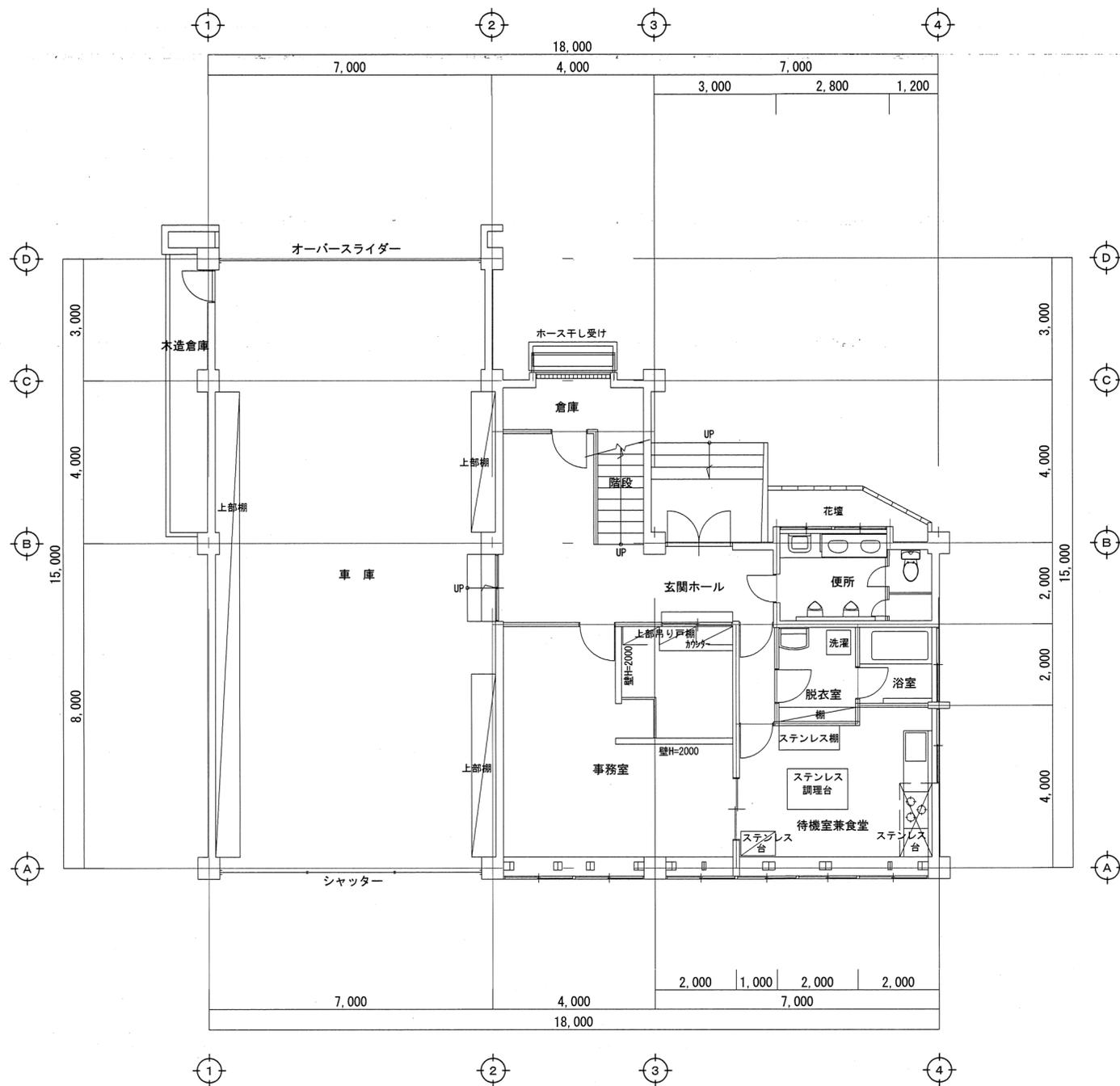
階	室名	床	巾木	壁	天井	天井高さ	備考
1	事務室	長尺ビニル床シートt=2	木製SOP H=100	モルタル下地 吹付タイル 石膏ボードt=12の上、吹付タイル(LGS下地)	岩綿吸音板t=12(石膏ボードt=9.5捨張りの上)	CH=3030	
	待機室兼食堂	長尺ビニル床シートt=2	木製SOP H=100	モルタル下地 吹付タイル 石膏ボードt=12の上、吹付タイル(LGS下地)	フレキシブルボードt=6VP(※アスベスト含有)	CH=3030	流し台、ガス台、調理台、レンジフード ステンレス棚
	脱衣室	栓フローリング	木製OP H=100	モルタル下地 吹付タイル	化粧石膏ボードt=9.5	CH=2870	洗面化粧台
	浴室	モザイクタイル張り	150角タイル	150角タイル	フレキシブルボードt=6VP(※アスベスト含有)	CH=2930	
	玄関ホール	長尺ビニル床シートt=2	ビニル巾木 H=100	モルタル金ゴテVP 石膏ボードt=12の上、吹付タイル(LGS下地)	岩綿吸音板t=12(石膏ボードt=9.5捨張りの上)	CH=3030	
	車庫	モルタル金ゴテ 目地切	モルタル金ゴテ	モルタル下地 吹付タイル	吹付タイル	CH=4730	
2	仮眠室	長尺ビニル床シートt=2	木製SOP H=100	モルタル下地 吹付タイル	岩綿吸音板t=12(石膏ボードt=9.5捨張りの上)	CH=2615	
	事務室	長尺ビニル床シートt=2	木製SOP H=100	シナベニヤ 吹付タイル 石膏ボードt=12の上、吹付タイル(LGS下地)	岩綿吸音板t=12(石膏ボードt=9.5捨張りの上)	CH=2715	
	ホール	長尺ビニル床シートt=2	ビニル巾木 H=100	モルタル金ゴテVP 石膏ボードt=12の上、吹付タイル(LGS下地)	岩綿吸音板t=12(石膏ボードt=9.5捨張りの上)	CH=2600	
共通	便所	モザイクタイル貼り		100角タイル	フレキシブルボードt=6VP(※アスベスト含有)	CH=2800 (1F) CH=2500 (2F)	洗面カウンター

外部仕上表

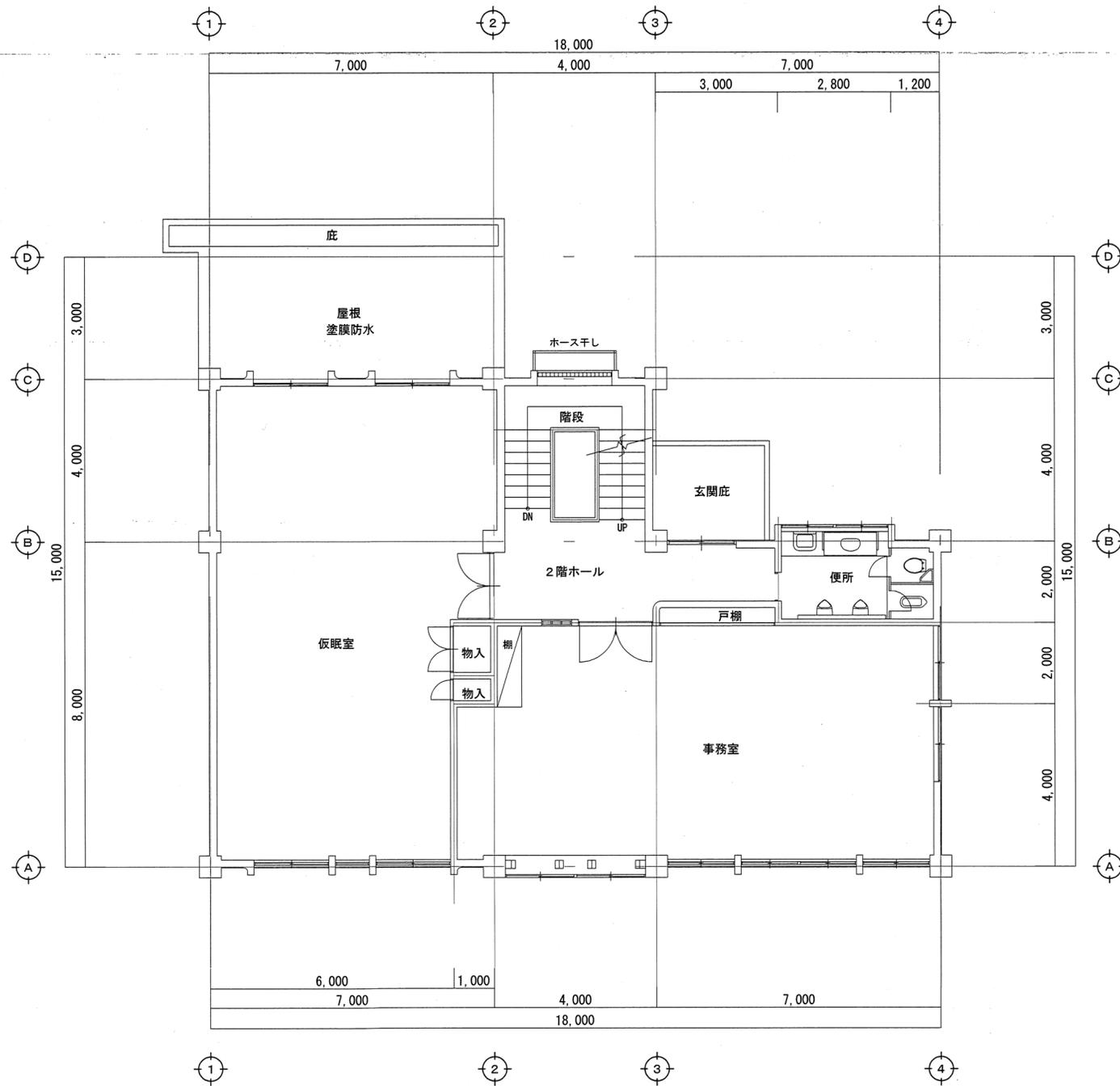
部位	仕上	部位	仕上
外壁	モルタル金鏝の上、リシン吹付	縦樋	ビニールパイプφ100
屋上	均しモルタルt15の上、シート防水	建具	アルミ製建具
塔屋	外壁：モルタル金鏝の上、リシン吹付 屋根：防水モルタル	その他	手摺：G.Pφ40 13φ@120 OP

内部仕上表

階	室名	床	巾木	壁	天井	天井高さ	備考
1~4	玄関	防水モルタルt20 金鏝仕上	防水モルタル H=100	プラスター塗り	珪素吹付(4Fのみ石膏ボード VP)		木製収納、室名札、換気扇 吊カーテンレール、流し台
	和室(6.0帖)	畳t50 (一部桧フローリングt15)	畳寄せ	プラスター塗り	珪素吹付(4Fのみ石膏ボード VP)	CH=2305	アルミカーテンレール(ダブル)、網戸付
	和室(4.5帖)	畳t50 (一部桧フローリングt15)	畳寄せ	プラスター塗り	珪素吹付(4Fのみ石膏ボード VP)	CH=2305	アルミカーテンレール(ダブル)、網戸付
	子供室	小市松フローリングt15	ラワン H=100	プラスター塗り	珪素吹付(4Fのみ石膏ボード VP)	CH=2305	アルミカーテンレール(ダブル)、網戸付
	台所	小市松フローリングt15	ラワン H=100	プラスター塗り	珪素吹付(4Fのみ石膏ボード VP)	CH=2335	網戸付
	浴室	25角磁器モザイクタイル		プラスター塗り 腰壁H=900:100角半磁器タイル張り	フレキシブルボードt4 VP (※アスベスト含有)	CH=2200	SUS浴槽
	便所	25角磁器モザイクタイル		プラスター塗り 腰壁H=1100:100角半磁器タイル張り	フレキシブルボードt4 VP (※アスベスト含有)	CH=2200	
	物置	防水モルタル 金鏝仕上		モルタル金鏝	モルタル金鏝		
	押入	ラワンベニヤt6		ラワンベニヤt5.5	ラワンベニヤt3		
	階段	防水モルタル(ノンスリップ)	防水モルタル H=100	リシン吹付	リシン吹付		1F階段下:集合郵便受箱
ベランダ	防水モルタル		リシン吹付	リシン吹付		物干金物	

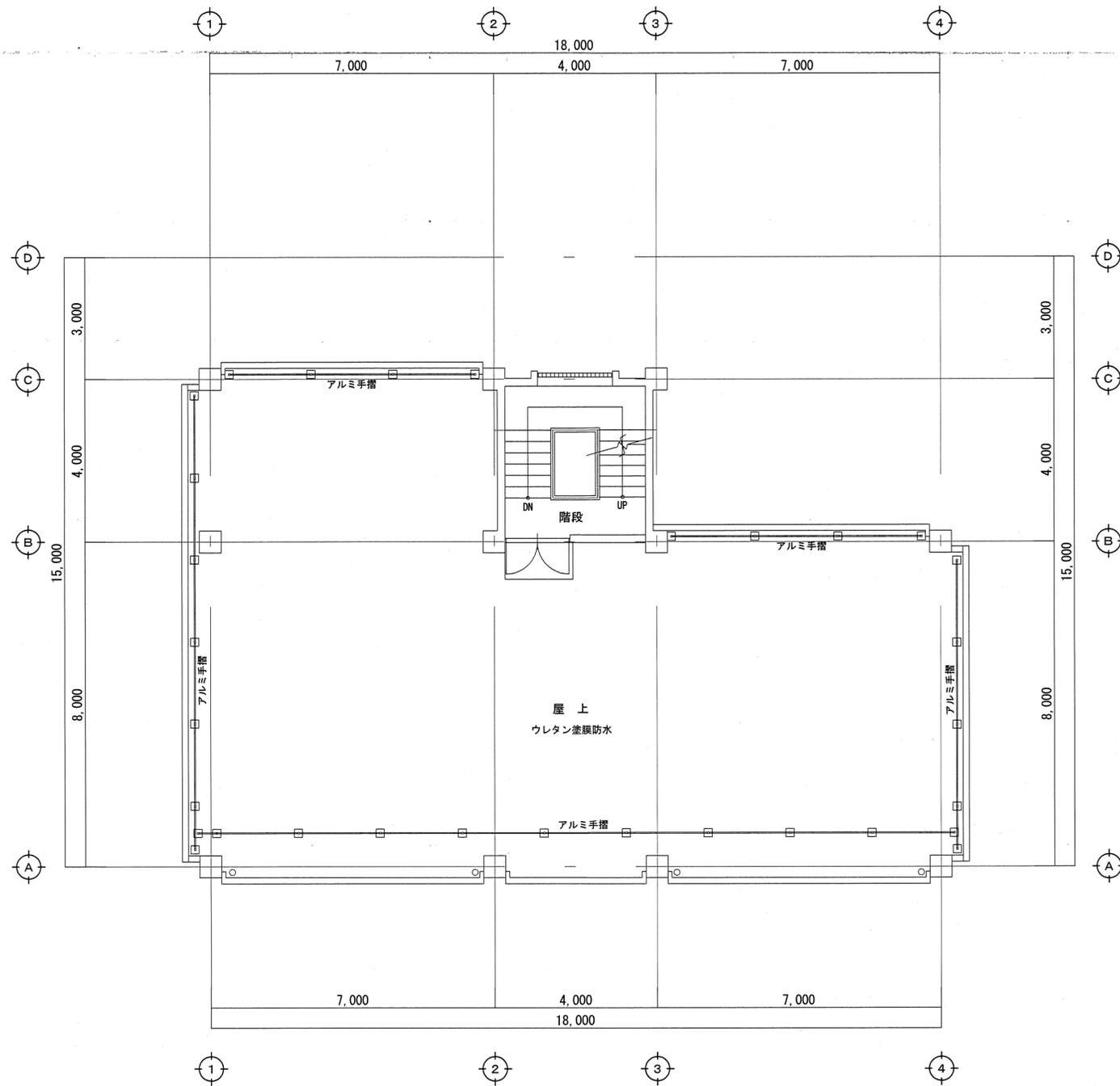


1階平面図 S=1/100

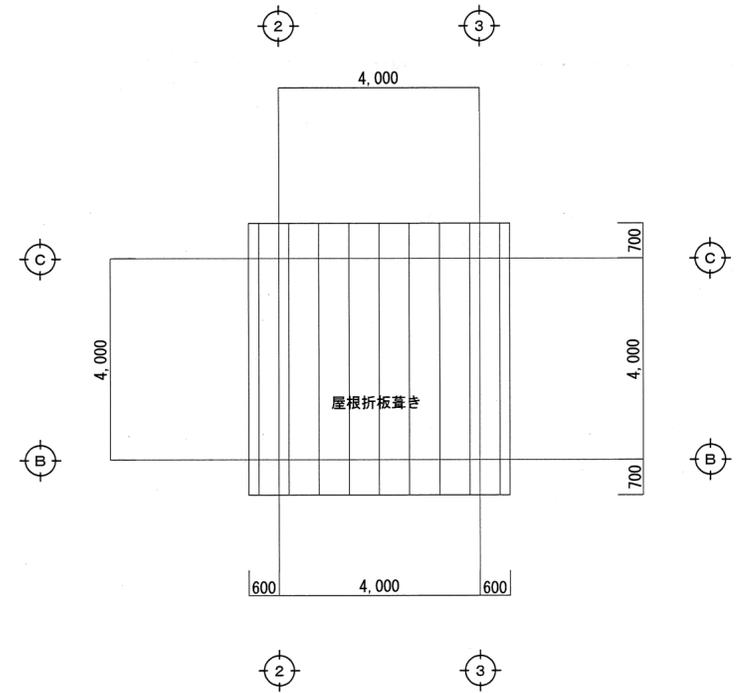


2階平面図 S=1/100

	川口市 建設課 建築課	TITLE 新郷分署ほか解体工事	CONTENT 新郷分署 平面図(1)	SCALE A2: 1/100 A3: 1/141	NO A-06
	決 裁 日 8.2.20	PLAN DRAW SIGN	一級建築士事務所(8)1951号一級建築士161139号 有限会社 サトウ設計 佐藤 啓智	TOTAL	

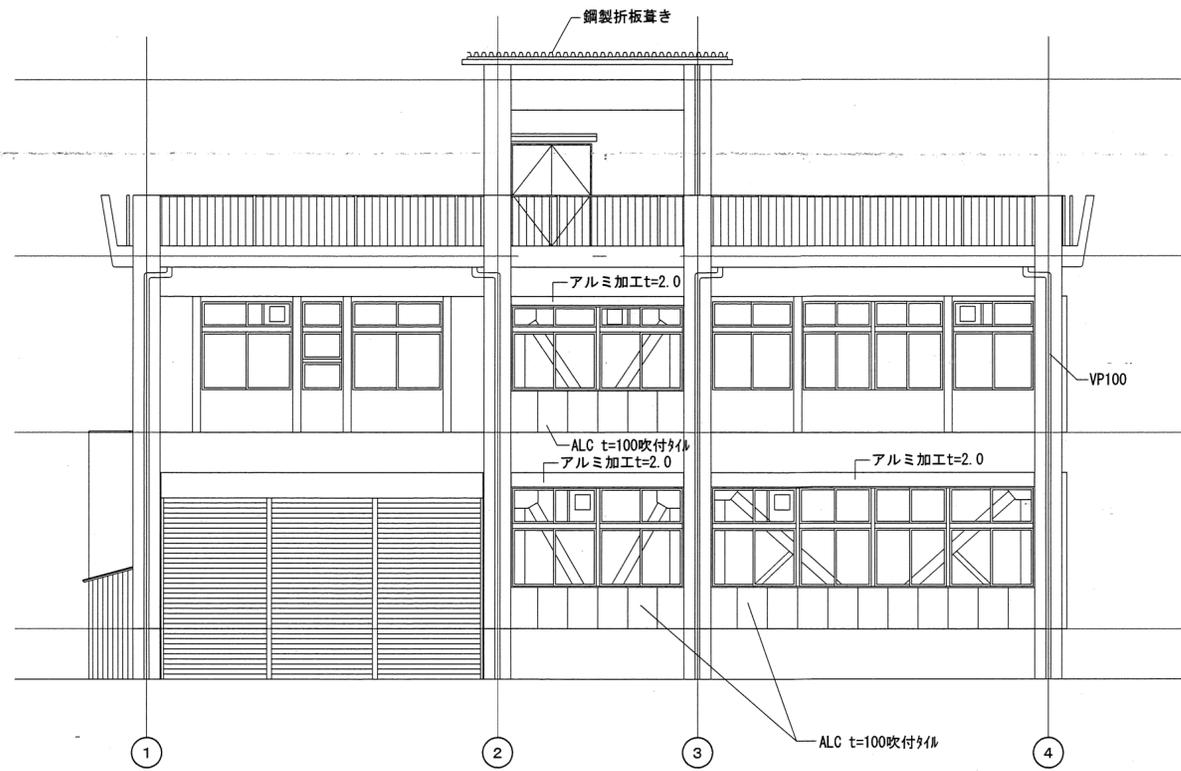


PH階平面図 S=1/100

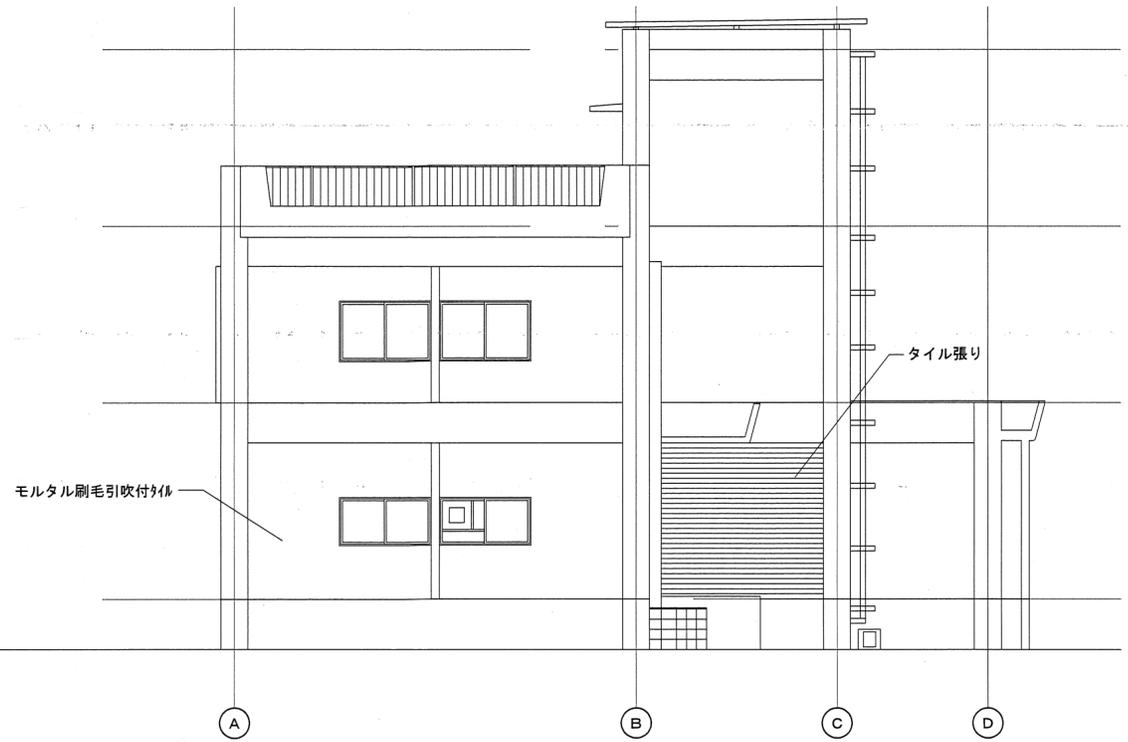


PH屋根伏図 S=1/100

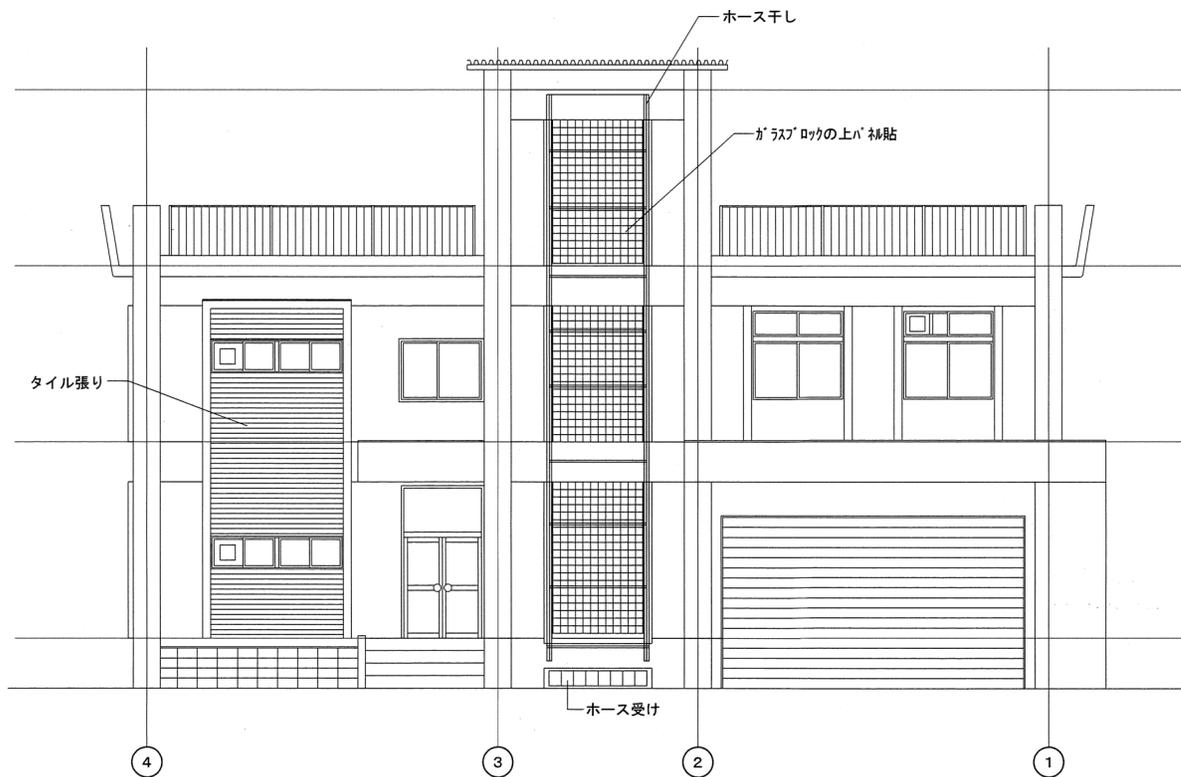
	川口市 建設課 建築課 -8.2.20	TITLE	新郷分署ほか解体工事			CONTENT	新郷分署 平面図(2)		SCALE	A2: 1/100 A3: 1/141	NO	A-07
		P.DAYS	PLAN	DRAW	SIGN	一級建築士事務所(8)1951号一級建築士161139号 有限会社 サトウ設計 佐藤 啓智			TOTAL			



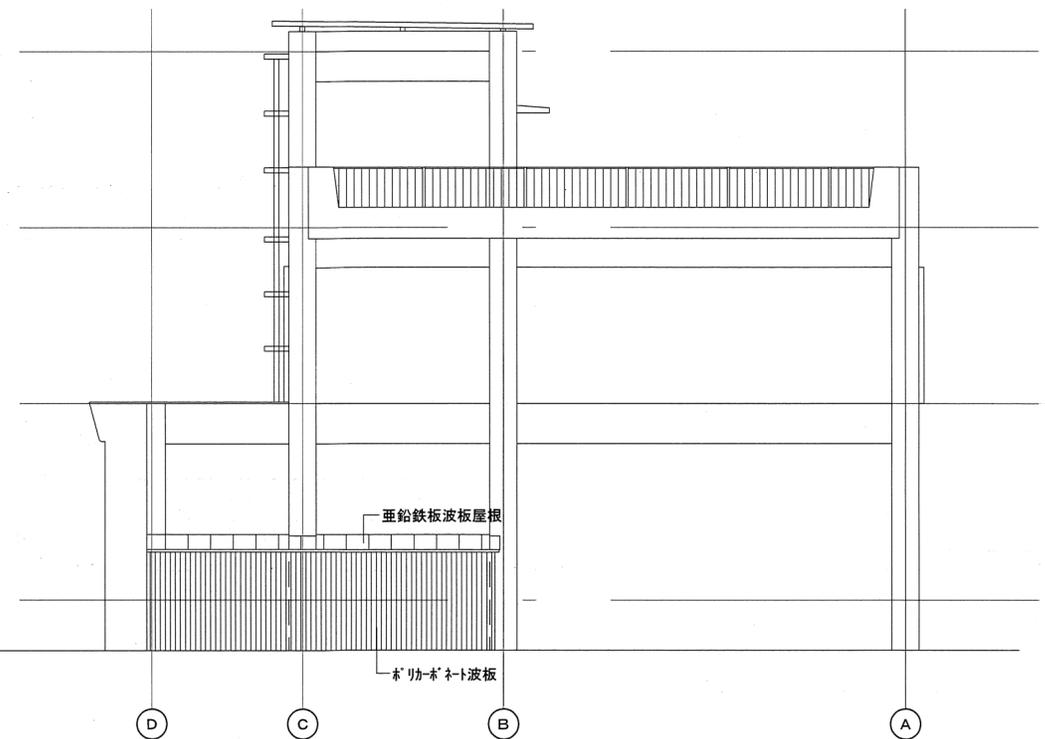
南立面図 S=1/100



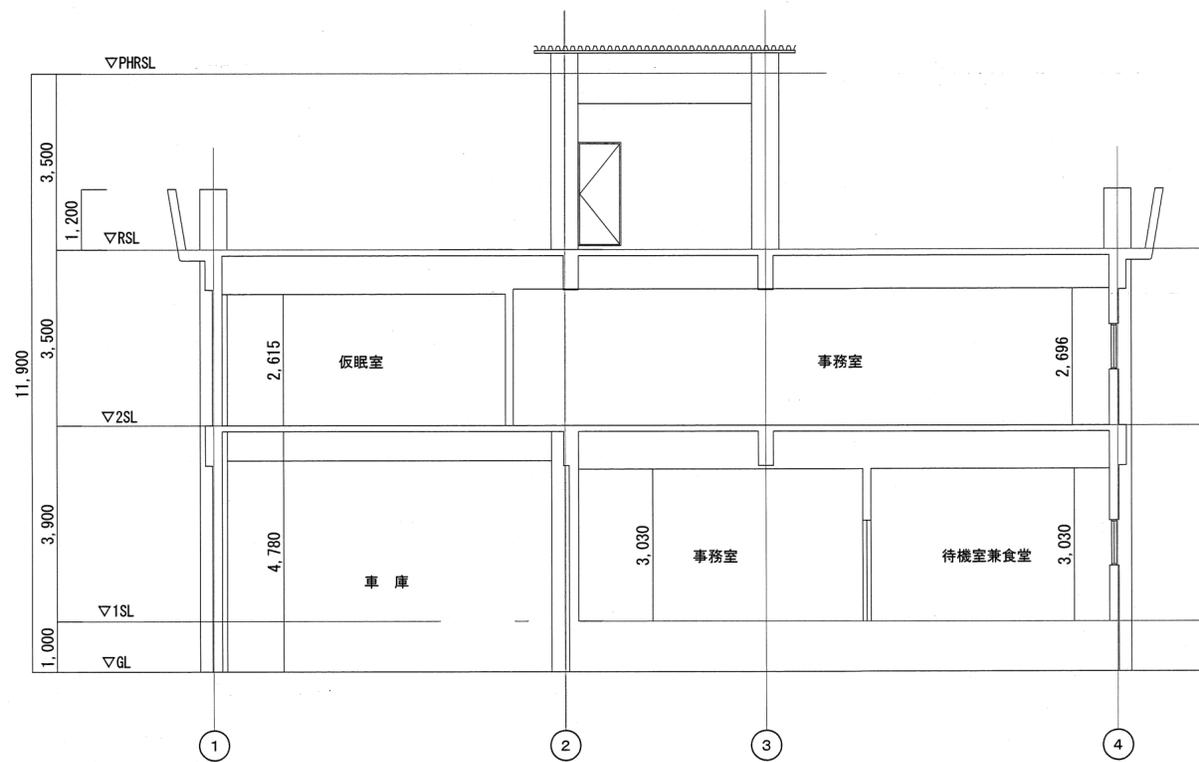
東立面図 S=1/100



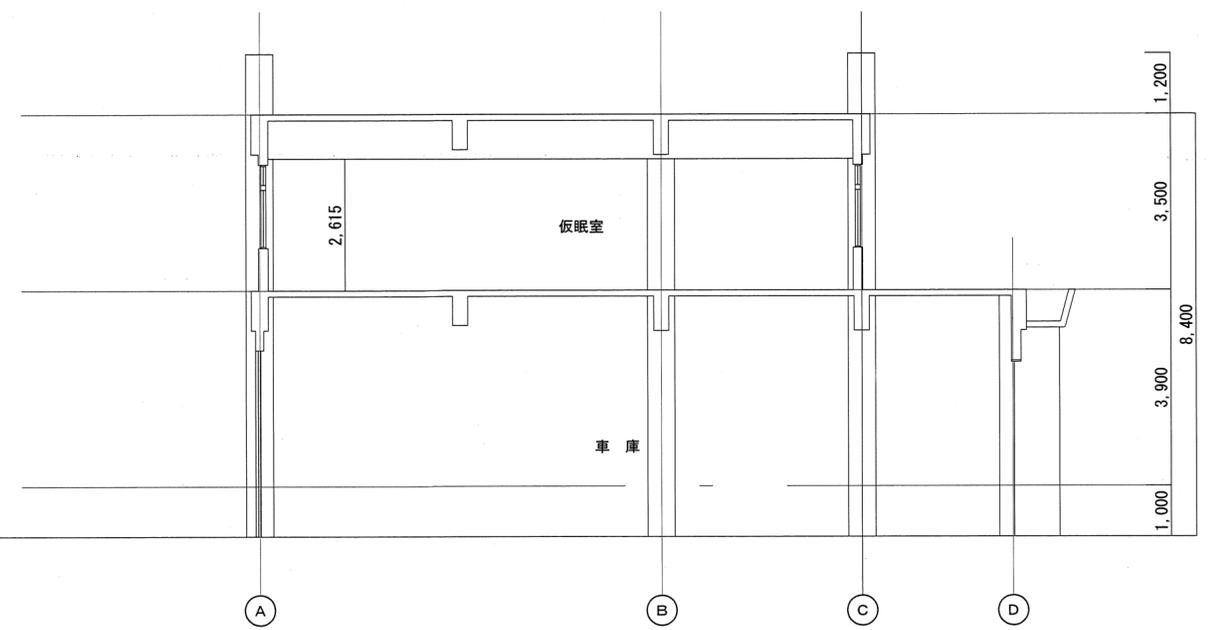
北立面図 S=1/100



西立面図 S=1/100



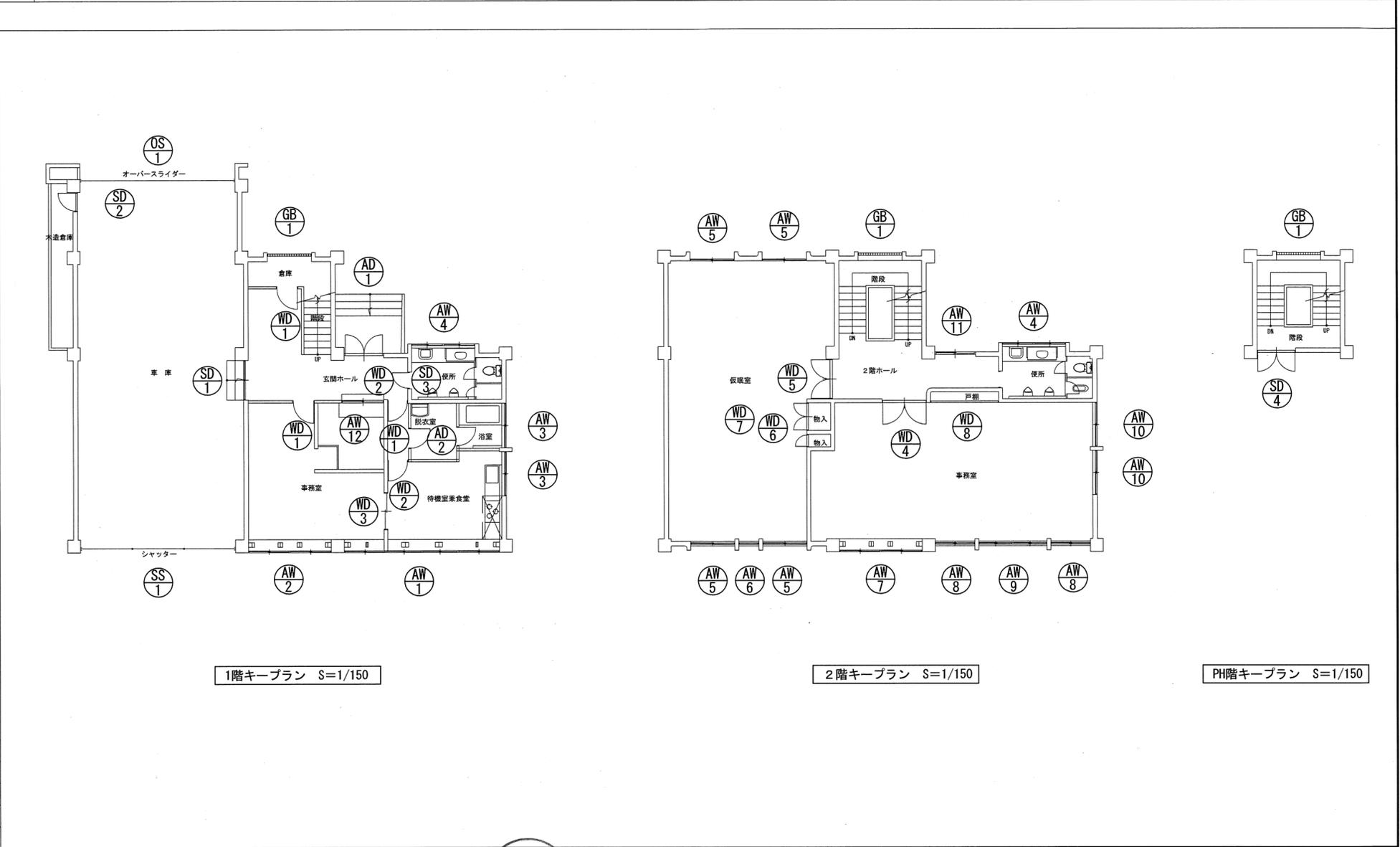
西～東断面図 S=1/100



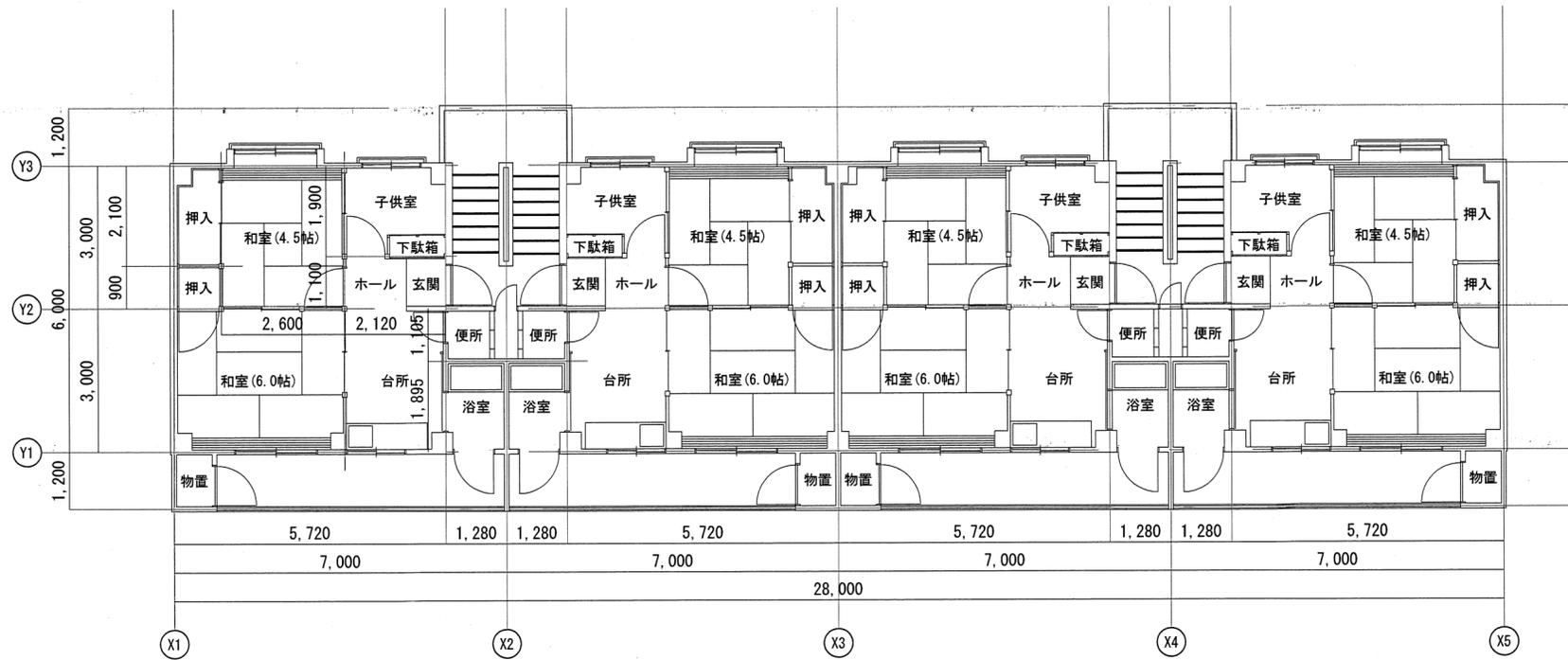
南～北断面図 S=1/100

記号	SS 1ヶ所	US 1ヶ所	AD 1ヶ所	AD 2 1ヶ所	SD 1ヶ所
図					
型式・見込	スチールシャッター 見込: 2,000 見込: 70	オーバースライダーシャッター 見込: 70	ランマ付き両開き戸 見込: 100	片開き戸 見込: 100	ランマ付き引違い戸 見込: 扉40
仕上	スチール	スチール	アルミ	アルミ	スチール SOP
硝子	-	-	網入り透明ガラスt6.8	型ガラスt4	網入り型ガラスt6.8
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考					

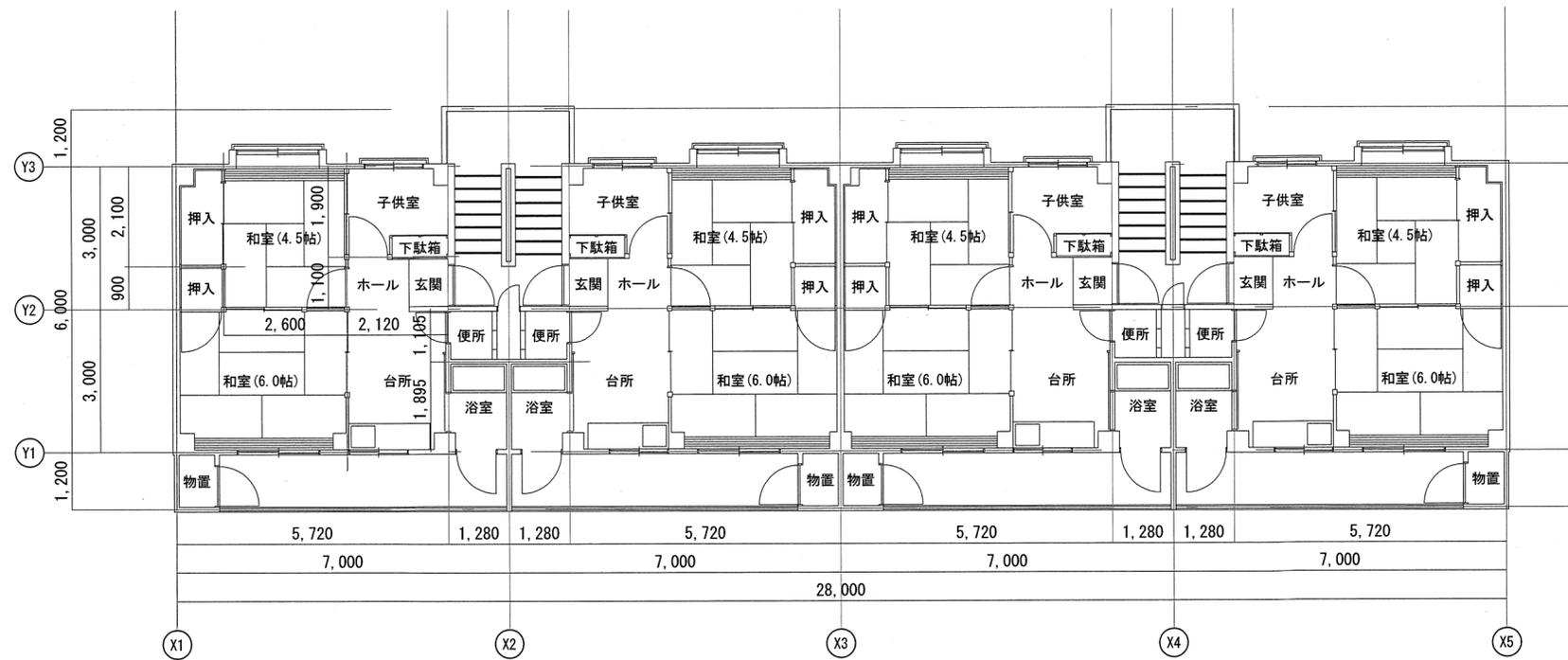
記号	SD 2 1ヶ所	SD 3 1ヶ所
図		
型式・見込	片開き戸 見込: 扉40	片開き戸 見込: 扉40
仕上	スチール SOP	スチール メラミン樹脂焼付塗装仕上
硝子	-	型ガラスt4
金物	付属金物一式	付属金物一式
備考		
記号	SD 4 1ヶ所	GB 1 3ヶ所
図		
型式・見込	両開き戸 見込: 扉40	ガラスブロック窓 見込: 100
仕上	スチール SOP	-
硝子	-	ガラスブロックt100
金物	付属金物一式	付属金物一式
備考		



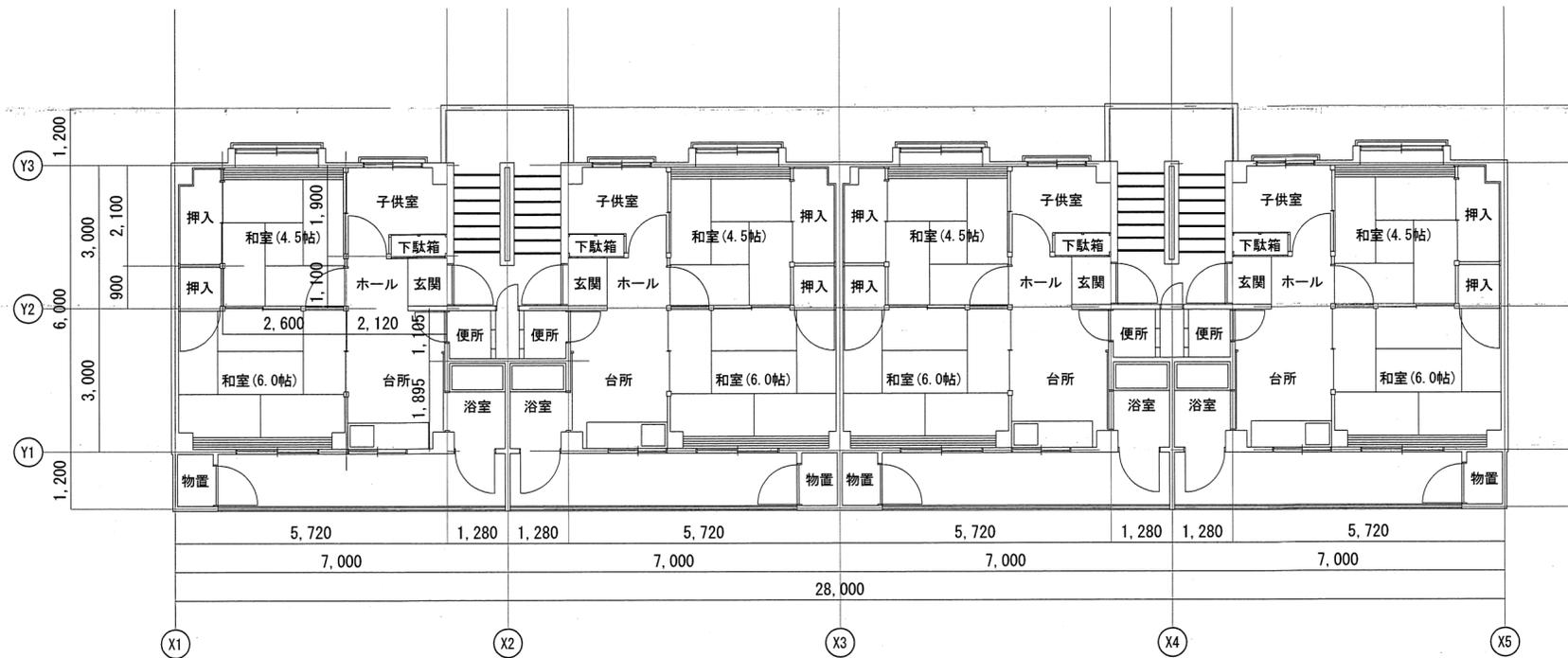
記号	AW1 1ヶ所		AW2 1ヶ所		AW3 2ヶ所		AW4 2ヶ所		AW5 4ヶ所	
姿図										
型式・見込	ランマ付き引違い窓 見込: 70		ランマ付き引違い窓 見込: 70		引違い窓 見込: 70		引違い窓 見込: 70		ランマ付き引違い窓 見込: 70	
仕上	アルミ		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ	
硝子	網入り型ガラスt6.8		網入り型ガラスt6.8		型ガラスt4		型ガラスt4		型ガラスt4 透明ガラスt4	
金物	付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式	
備考	網戸付		網戸付		網戸付		網戸付		網戸付	
記号	AW6 1ヶ所		AW7 1ヶ所		AW8 2ヶ所		AW9 1ヶ所		AW10 2ヶ所	
姿図										
型式・見込	内倒し窓 見込: 70		ランマ付き引違い窓 見込: 70		ランマ付き引違い窓 見込: 70		ランマ付き引違い窓 見込: 70		引違い窓 見込: 70	
仕上	アルミ		アルミ		アルミ		アルミ		アルミ	
硝子	型ガラスt4		網入り型ガラスt6.8		型ガラスt4		型ガラスt4		透明ガラスt4	
金物	付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式	
備考					網戸付		網戸付		網戸付	
記号	AW12 1ヶ所		WD1 3ヶ所		WD2 2ヶ所		WD3 1ヶ所		WD4 1ヶ所	
姿図										
型式・見込	引違い窓 見込: 70		片開きフラッシュ戸 見込: 扉40		片開きフラッシュ戸 見込: 扉40		引違い戸 見込: 扉40		両開きフラッシュ戸 見込: 扉40	
仕上	アルミ		ラワン合板t4		ラワン合板t4		ラワン合板t4		ラワン合板t4	
硝子	透明ガラスt4		-		-		-		-	
金物	付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式	
備考										
記号	WD5 1ヶ所		WD6 1ヶ所							
姿図										
型式・見込	両開き戸 見込: 扉40		引違い戸 見込: 扉40							
仕上	ラワン合板t4		ラワン合板t4							
硝子	-		透明ガラスt4							
金物	付属金物一式		付属金物一式							
備考										



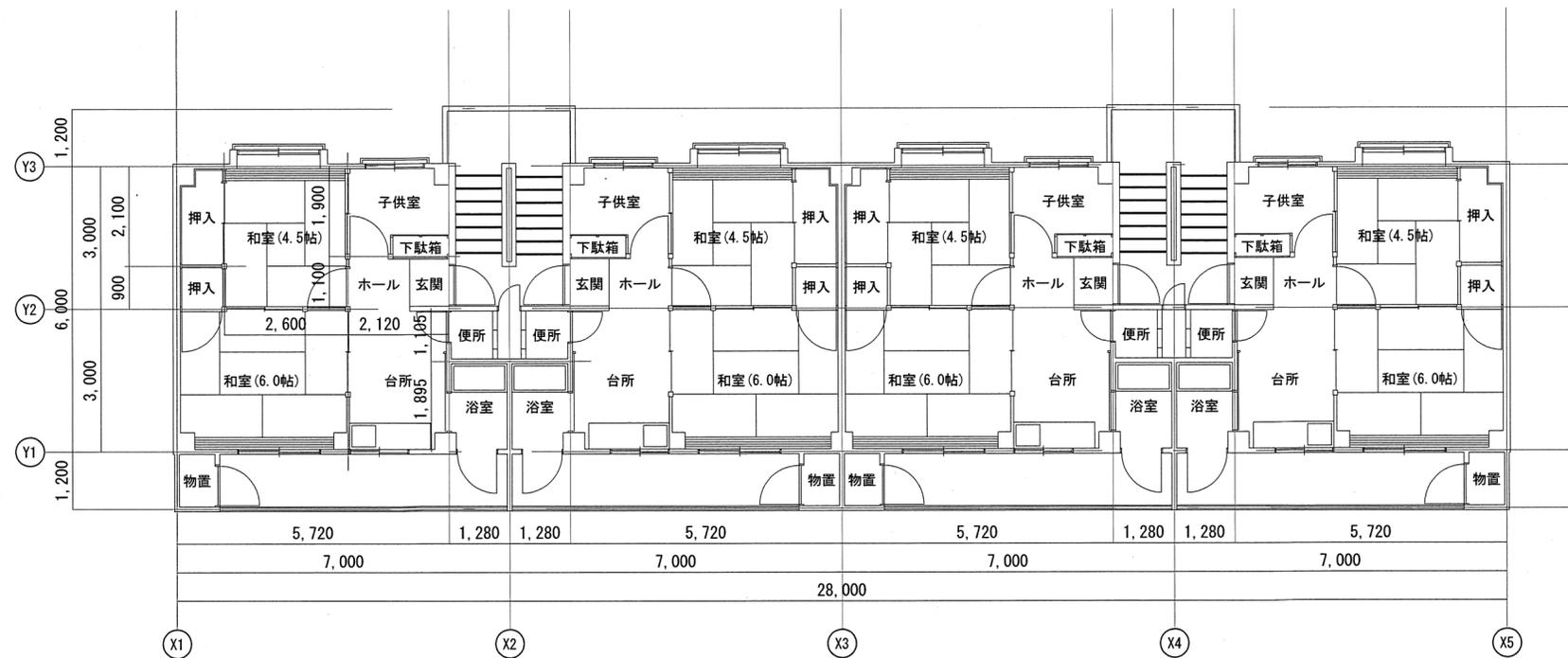
2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100



4階平面図 S=1/100

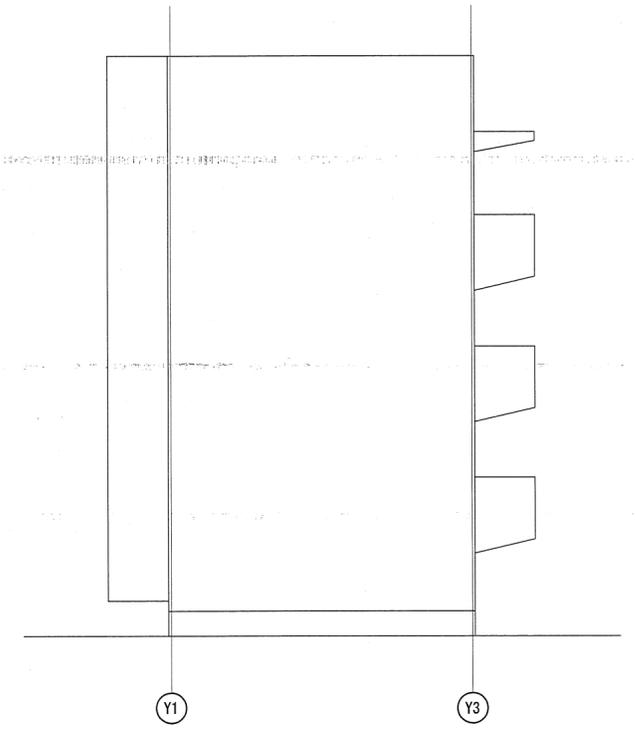


3階平面図 S=1/100

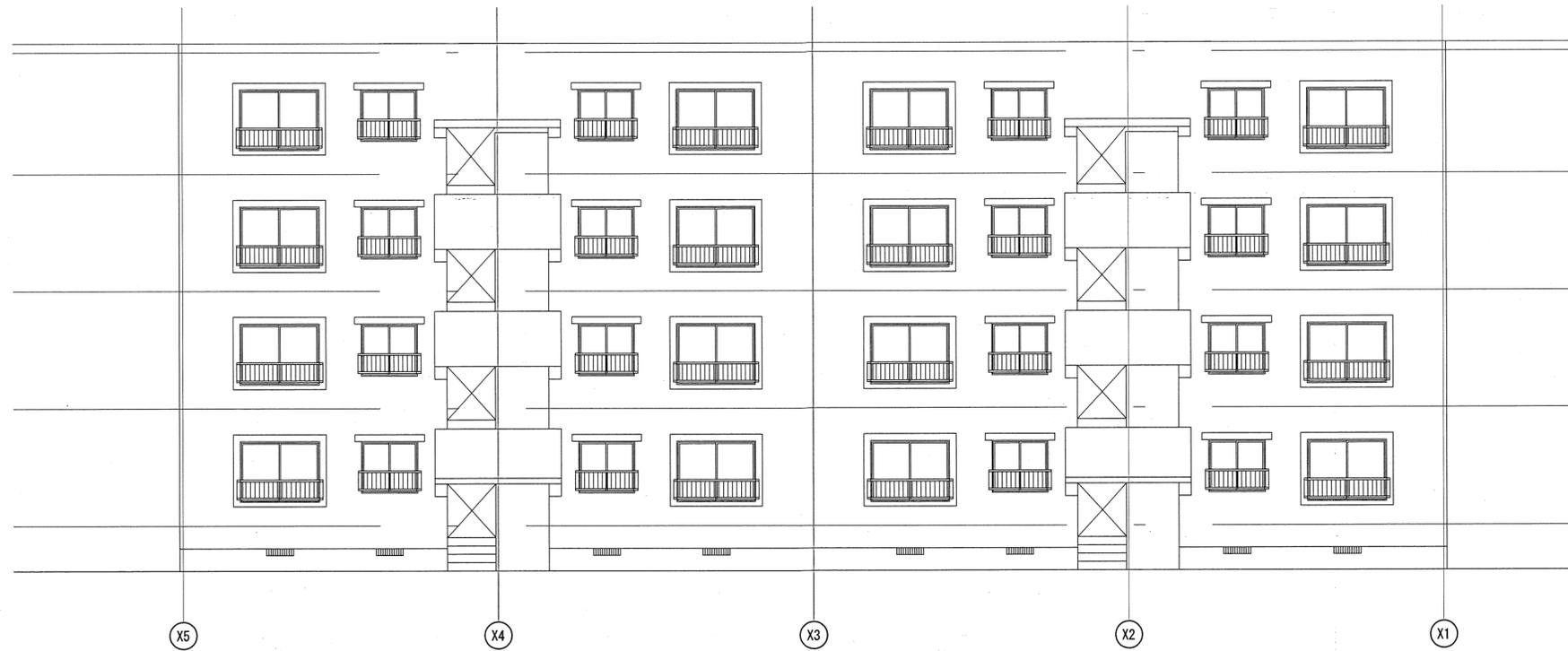
	決 川口市 日 -8.2.20 棟 建築課	TITLE 新郷分署ほか解体工事	CONTENT 待機宿舎 平面図(2)	SCALE A2: 1/100 A3: 1/141	NO A-13
	PLAN DRAW SIGN	一級建築士事務所(8)1951号一級建築士161139号 有限会社 サトウ設計 佐藤 啓智	TOTAL		



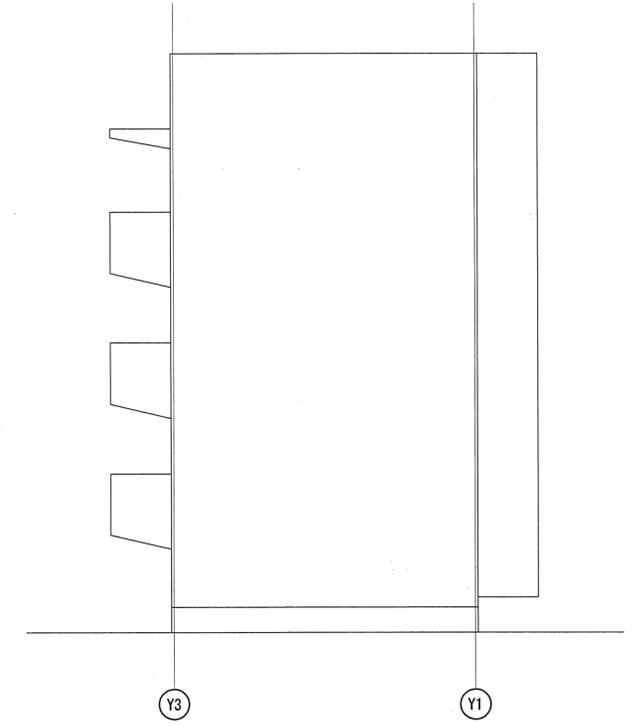
南立面図 S=1/100



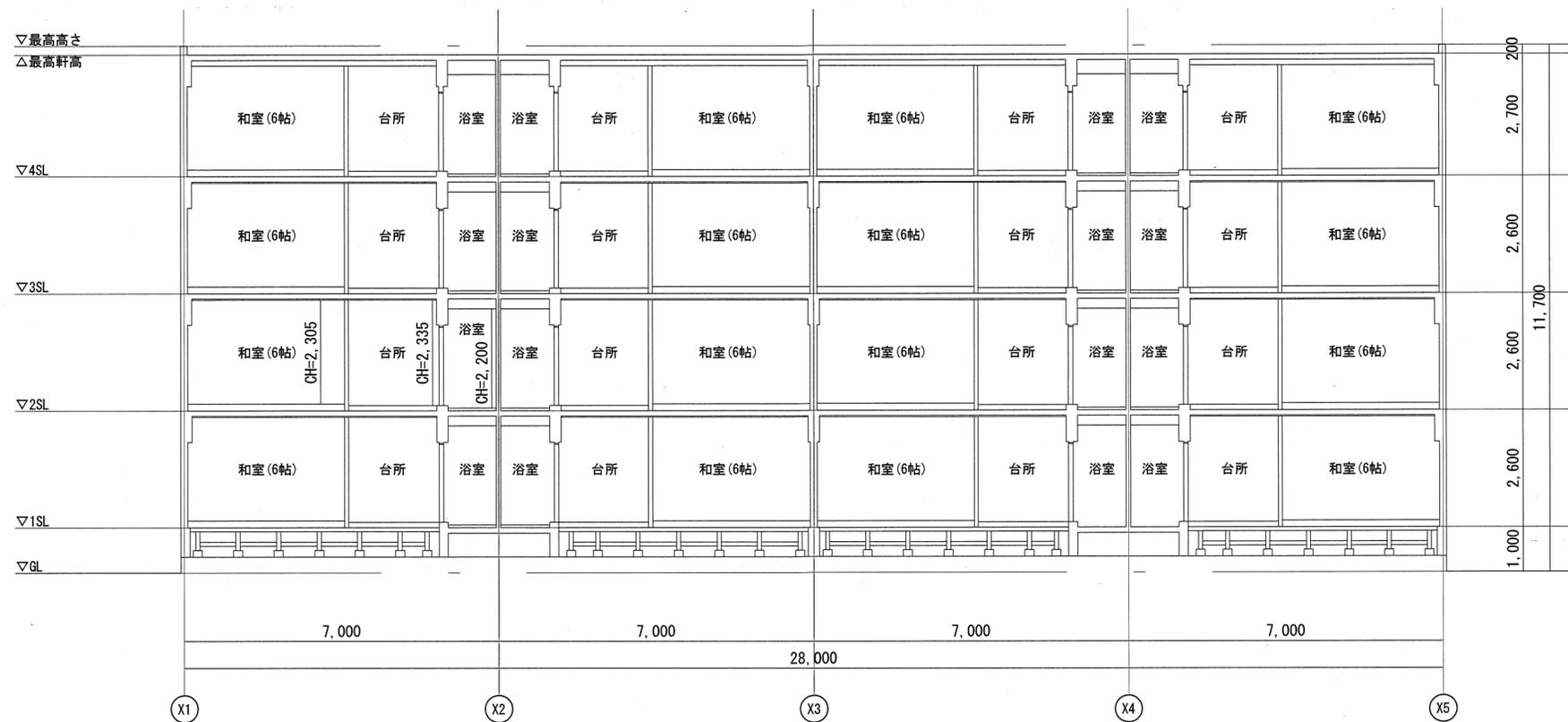
東立面図 S=1/100



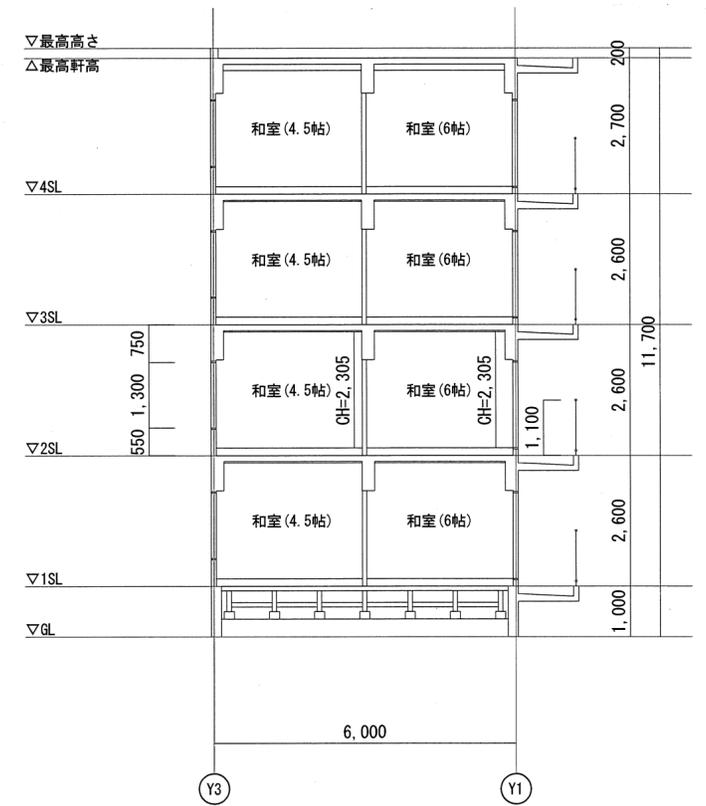
北立面図 S=1/100



西立面図 S=1/100

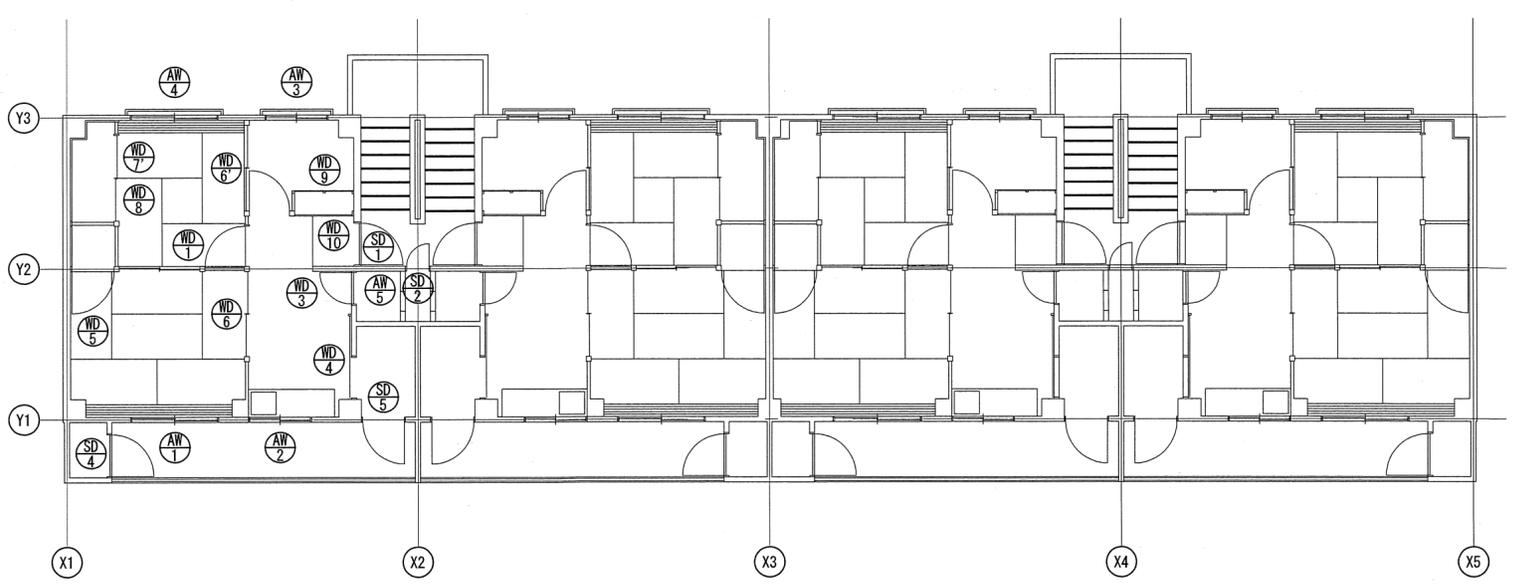


断面図1 S=1/100



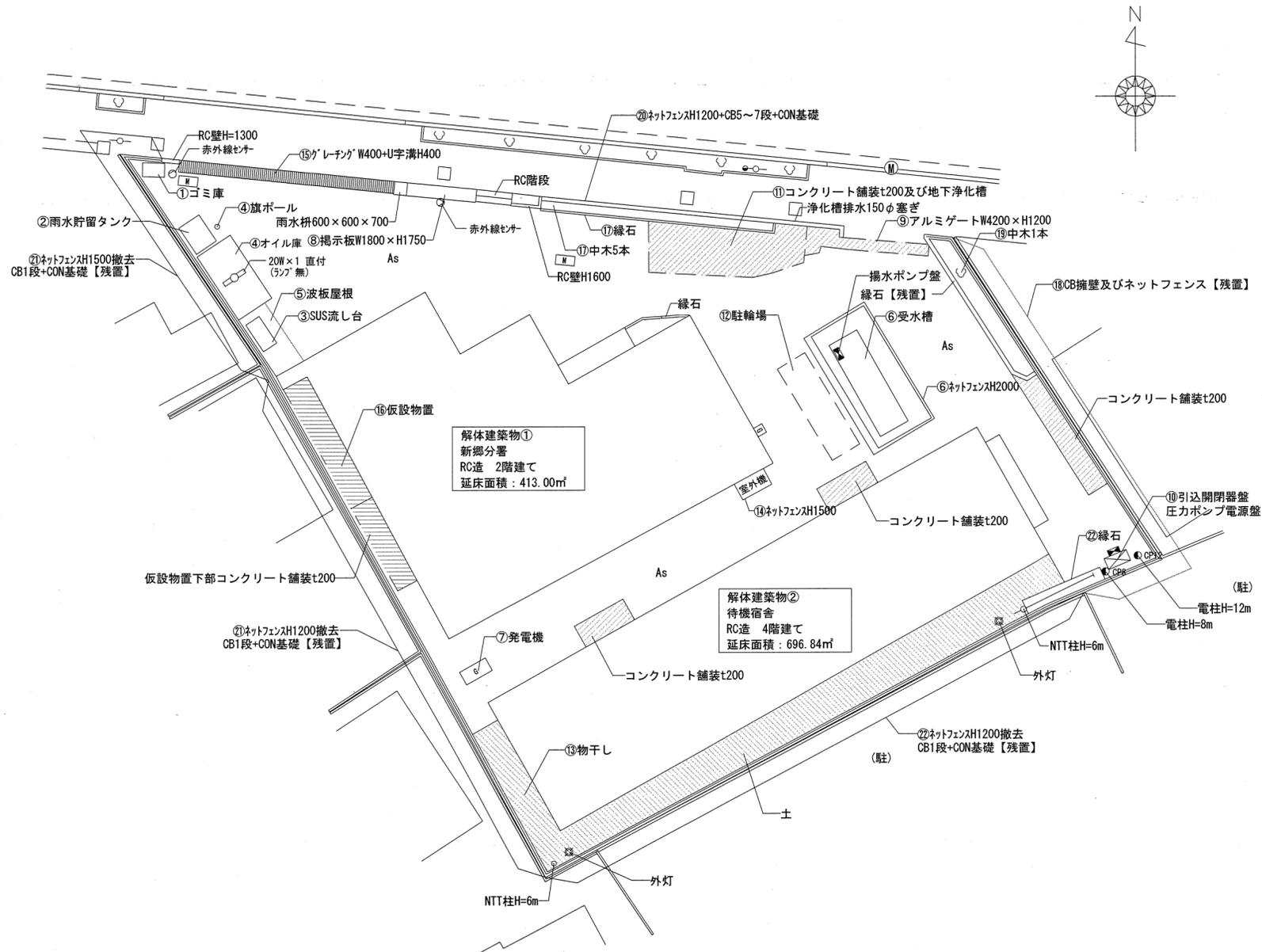
断面図2 S=1/100

記号	SD1 24ヶ所	SD2 12ヶ所	SD3 24ヶ所	SD4 24ヶ所	AW1 24ヶ所	AW2 24ヶ所	AW3 24ヶ所
姿図							
型式・見込	片開き戸 見込: 66	片開きアングル戸 見込: 66	額入り片開き戸 見込: 66	片開き戸 見込: 86	引違い窓 見込: 60	引違い窓 見込: 60	引違い窓 見込: 60
仕上	OP	OP	OP	OP	アルミ	アルミ	アルミ
硝子	-	-	網入透明ガラスt6.8	-	透明ガラスt3	型板ガラス	透明ガラスt3
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考					網戸付	網戸付	網戸付
記号	AW4 24ヶ所	AW5 24ヶ所	WD1 24ヶ所	WD2 24ヶ所	WD3 24ヶ所	WD4 24ヶ所	WD5 24ヶ所
姿図							
型式・見込	引違い窓 見込: 60	内倒し窓 見込: 35	額入り片面フラッシュ片面襖片開き戸 見込: 30	額入り片開き戸 見込: 30	片開き戸 見込: 33	片引き戸 見込: 33	片開き襖戸 見込: 18
仕上	アルミ	アルミ	ラワン合板t4、襖紙	ラワン合板t4	耐水ベニヤ	耐水ベニヤ	襖紙
硝子	透明ガラスt3	網入透明ガラスt6.8	型板ガラス	型板ガラス	曇りガラスt3	曇りガラスt3	-
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考	網戸付						
記号	WD6 24ヶ所	WD7 24ヶ所	WD8 24ヶ所	※各階・各住戸共通とする			
姿図							
型式・見込	引違い板襖戸 見込: 30	引違い襖戸 見込: 18	引違い襖戸 見込: 18				
仕上	ラワン合板t4	襖紙	襖紙				
硝子	-	-	-				
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式				
備考							
記号	WD9 24ヶ所	WD10 24ヶ所					
姿図							
型式・見込	引違い戸 見込: 20	引違い戸 見込: 20					
仕上	ラワン合板t4	ラワン合板t4					
硝子	-	-					
金物	付属金物一式	付属金物一式					
備考							



建具キープラン S=1/100





記号	名称	摘要	数量	備考
[電力引込]				
☒	引込開閉器盤		1	撤去
●OP12	コンクリート柱 12m (引込柱)		1	撤去
●OP8	コンクリート柱 8m		1	撤去
☒	NTT柱	コンクリート柱 6m	2	撤去
[発電設備]				
Ⓜ	発電機		1	撤去
[電灯設備]				
□□	FL20W×1 直付		1	撤去
☒	外灯 (※-ライト HID100W)		2	撤去
[動力設備]				
☒	揚水ポンプ盤		1	撤去
☒	圧力ポンプ電源盤		1	撤去
[防犯・侵入]				
◎	赤外線センサー		2	撤去
[機械設備]				
Ⓜ	ガスメーター		1●	撤去
Ⓜ	水道メーター40A		2◎	撤去
	ブローア	附属物 (5) 【参考図】	1	撤去
	揚水ポンプ	受水槽内	2	撤去

外構撤去図 S=1/200

※特記なき限り、敷地内の外構(舗装含む)は全て撤去・処分とする。  
 ※特記なき限り、舗装はアスファルト舗装t50とする。(路盤t150を含めて撤去)  
 ※特記なき限り、敷地内の建築物・工作物・附属物等は全て撤去・処分とする。  
 ※外構撤去後は、現況敷地にあわせて全面敷き均しとする。

【注記】  
 1) 全て撤去とする。  
 2) ◎印は取外し水道局へ返却とする。  
 3) ●印は取外し供給者へ返却とする。